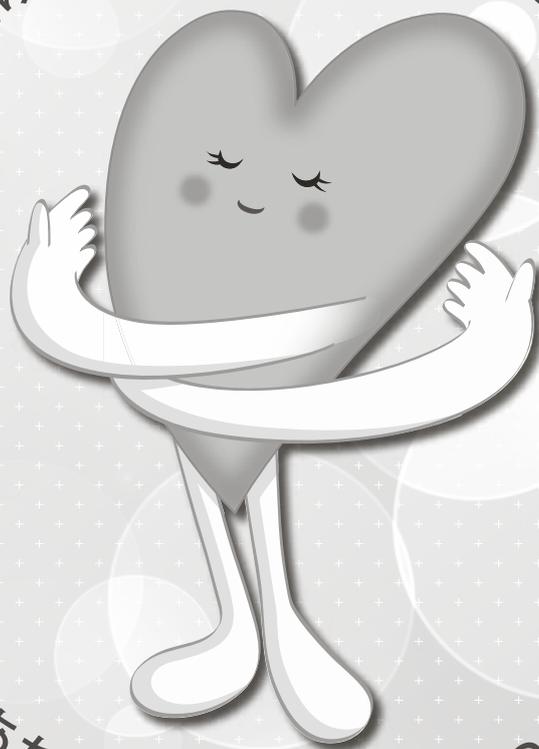


苫小牧市地域福祉計画

計画期間(平成23年度~平成27年度)

支えあい、助けあいながら 共に暮らせるまちづくり

みんなのあたたかい心で まちをつつみましよう



平成23年3月

苫小牧市

は じ め に

近年、急速な少子高齢化が進むなか、生活様式の都市化や価値観の多様化とともに、核家族世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加し、地域住民同士の相互扶助の機能が低下し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、孤独死、虐待、ひきこもりや自殺などの様々な社会問題が生じております。



こうした背景を踏まえ、本市では、誰もが住み慣れた地域のなかで共に支えあい、助けあいながら、安心して心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、市民の皆様の御意見をもとに「苦小牧市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、学識経験者、福祉関係者、市民からの公募者などの委員で構成された「苦小牧市地域福祉計画策定委員会」を設置し、その委員会において精力的に取り組み、お陰をもちまして、市民の皆様の手による「苦小牧市地域福祉計画」を策定することができました。

この計画の推進に際しましては、子どもからお年寄りまで、まちぐるみで福祉に取り組むために「みんなでふくし大作戦！」を実施いたします。「ひとりはおみんなのために」「みんながひとりのために」今、何ができるのかを問いかけ、市民一人ひとりが「ふくし」を自らのこととして捉えるきっかけづくりになるような、さまざまな事業を展開していきます。市民、各種団体の皆様、地域福祉の推進役である苦小牧市社会福祉協議会、そして市が、互いに連携し協働しながら、それぞれの役割を發揮できるよう、さらなる地域福祉力の向上のために全力で取り組んで参りますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大な御尽力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査や地域懇談会に御協力いただきました市民の皆様、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成 23年 3月

苦小牧市長 岩倉博文

目次

第1章 計画策定の趣旨

地域福祉とは	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
1 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	P. 5
3 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	P. 8

第2章 地域福祉の現状と課題

1 人口や年齢別構成などの推移	・ ・ ・ ・ ・	P. 11
(1) 人口、世帯数の推移と予測		
(2) 年齢構成の推移と予測		
(3) 出生数の推移		
(4) 世帯人員別世帯数の推移		
(5) 地区別の人口と高齢者・年少人口（年齢3区分別）		
2 地域における福祉活動の現状	・ ・ ・ ・ ・	P. 16
(1) 苫小牧市社会福祉協議会		
(2) 民生委員児童委員		
(3) 町内会（自治会）の福祉活動		
3 ボランティアやNPO活動の現状	・ ・ ・ ・ ・	P. 19
4 地域住民の意識	・ ・ ・ ・ ・	P. 20
(1) 近所付き合いの状況		
(2) 地域活動への参加の状況		
(3) 地域活動に対する考え方について		
(4) 地域住民同士の支えあい助け合うことの必要性について		
(5) 相談相手について		
5 地域の抱える課題	・ ・ ・ ・ ・	P. 24

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	・ ・ ・ ・ ・	P. 29
2 基本目標	・ ・ ・ ・ ・	P. 29
(1) 地域福祉の担い手づくり		
(2) パートナーシップ（協働）のネットワークづくり		
(3) 必要なサービスを利用できるしくみづくり		
(4) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり		
3 施策体系	・ ・ ・ ・ ・	P. 31

第4章 施策の推進

- 1 基本目標1 地域福祉の担い手づくり P. 35
 施策の方向 (1) 福祉の意識づくり
 (2) 福祉を担う人材育成
- 2 基本目標2 パートナーシップ(協働)のネットワークづくり . P. 41
 施策の方向 (1) 住民相互のネットワークづくり
 (2) 社会福祉団体などのネットワークづくり
- 3 基本目標3 必要なサービスを利用できるしくみづくり P. 45
 施策の方向 (1) 情報の提供
 (2) 相談体制の充実
 (3) サービス利用者の支援
 (4) 福祉サービスの質の向上
- 4 基本目標4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり P. 50
 施策の方向 (1) 安全で安心なまちづくりの推進
 重点施策 (2) 災害時の支援
 (3) 自立生活の支援
 (4) バリアフリーの推進

第5章 計画の推進

- 1 市民、事業者、社会福祉協議会、市の役割 P. 59
 (1) 市民の役割(自助)
 (2) 事業者の役割(共助)
 (3) 社会福祉協議会の役割(共助)
 (4) 市の役割(公助)
- 2 計画の進行管理と検証体制 P. 60

資料編

- 1 苫小牧市地域福祉計画策定委員会設置要綱 P. 65
- 2 苫小牧市地域福祉計画策定委員名簿 P. 67
- 3 苫小牧市地域福祉計画策定の経過 P. 68
- 4 苫小牧市地域福祉計画策定会議設置要綱 P. 69
- 5 苫小牧市地域福祉計画のアンケート結果 P. 71
- 6 地域福祉計画策定のための地域懇談会の概要 P. 86
- 7 みんなでふくし大作戦!の概要 P. 87
- 8 地域の防災活動 P. 88
- 9 苫小牧市福祉のまちづくり条例のあらまし P. 89

第1章 計画策定の趣旨

地域福祉とは

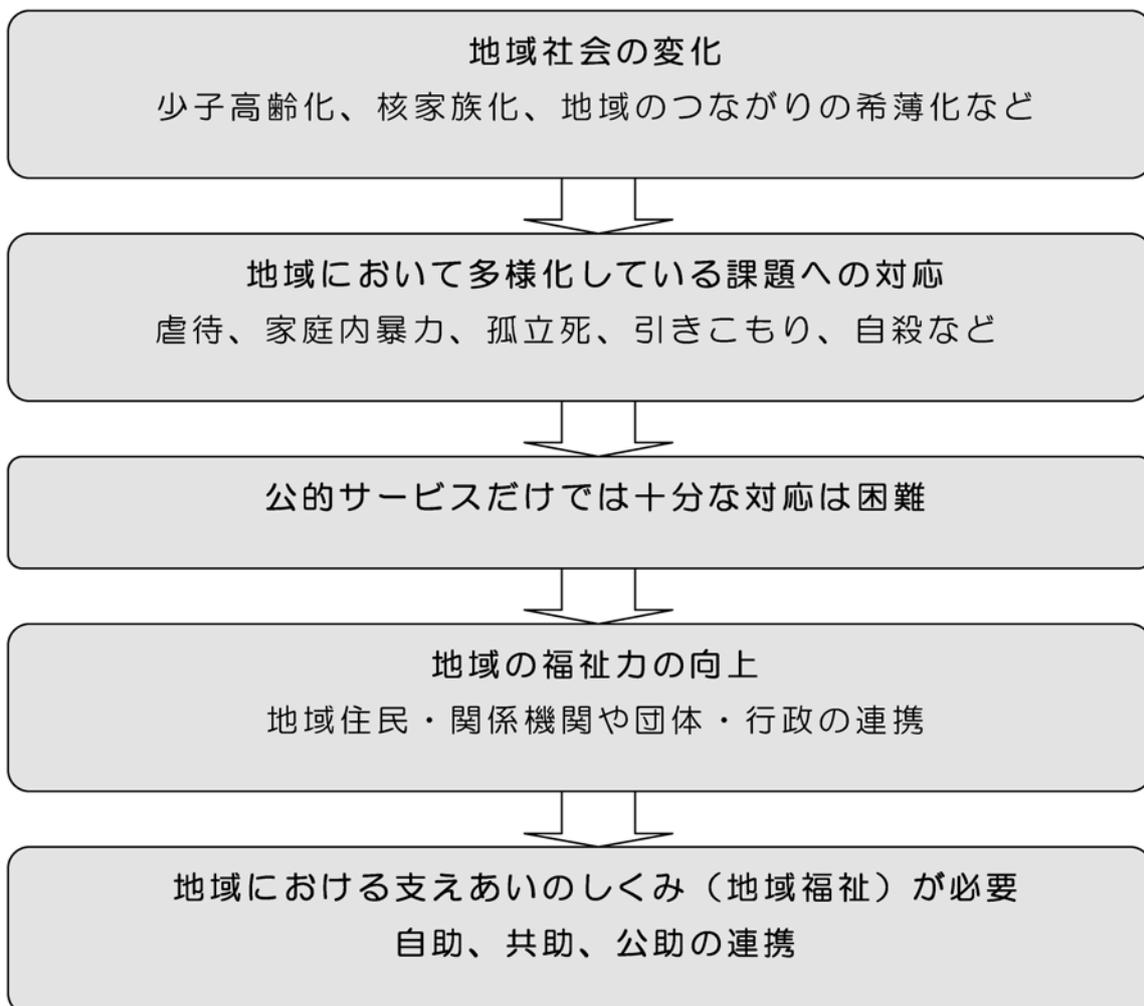
- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

地域福祉とは

地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、「共に生き、支えあう地域社会」を実現しようとするものです。

市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるようなくみをつくり、それを継続していくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的なサービス（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要となります。

「地域福祉の必要性」イメージ



1 計画策定の背景

急速な少子高齢化と核家族化が進んだことの影響などにより、家庭や地域の相互扶助の力が弱くなり、地域住民の相互のつながりも希薄化しつつあります。

さらに一方で、経済不況などの影響もあり、仕事、子育てや介護に深刻な悩みやストレスを持つ人々が増え、虐待、孤立死、ひきこもりや自殺などの問題が生じています。そのため、こういった市民に対する支援及び地域福祉活動に関するニーズはますます多様になり、孤独感の解消、相談、情報提供、社会参加支援などよりきめ細かなサービスが求められています。

このような中、国では将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、個人が尊厳をもって家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に、社会福祉制度の改革が行われました。その考え方は、地域の中で誰もが自立しながら同じ地域の住民に対して思いやりを持ち、お互いに支えあい、助けあいながらともに生きる社会づくりが必要とされており

こうした社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、平成 12 年に社会福祉事業法が大幅に改正され、社会福祉法として施行されました。この改正により、社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、地域住民、社会福祉事業者など地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

また、地域福祉計画策定にあたって、国の社会保障審議会福祉部会が示した指針では、「一人ひとりの地域住民への訴えとして、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。」とされています。

本市においては、こうした背景を踏まえ、地域福祉計画の策定と着実な施策の推進、実行を通じて、地域福祉力の向上と市民誰もが安全安心

に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令及び市総合計画との関係（体系図参照）

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。また、本計画は、苫小牧市総合計画を上位計画とした個別計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

(2) 保健福祉分野の個別計画との関係（体系図参照）

本計画は、保健福祉分野の個別計画一苫小牧市高齢者保健福祉計画（〔第4期〕介護保険事業計画）、苫小牧市障害者計画、苫小牧市次世代育成支援対策推進行動計画、苫小牧市福祉のまちづくり計画に共通する地域福祉に関する部分を相互に関連付け、それに必要な事項を加えた計画です。

社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

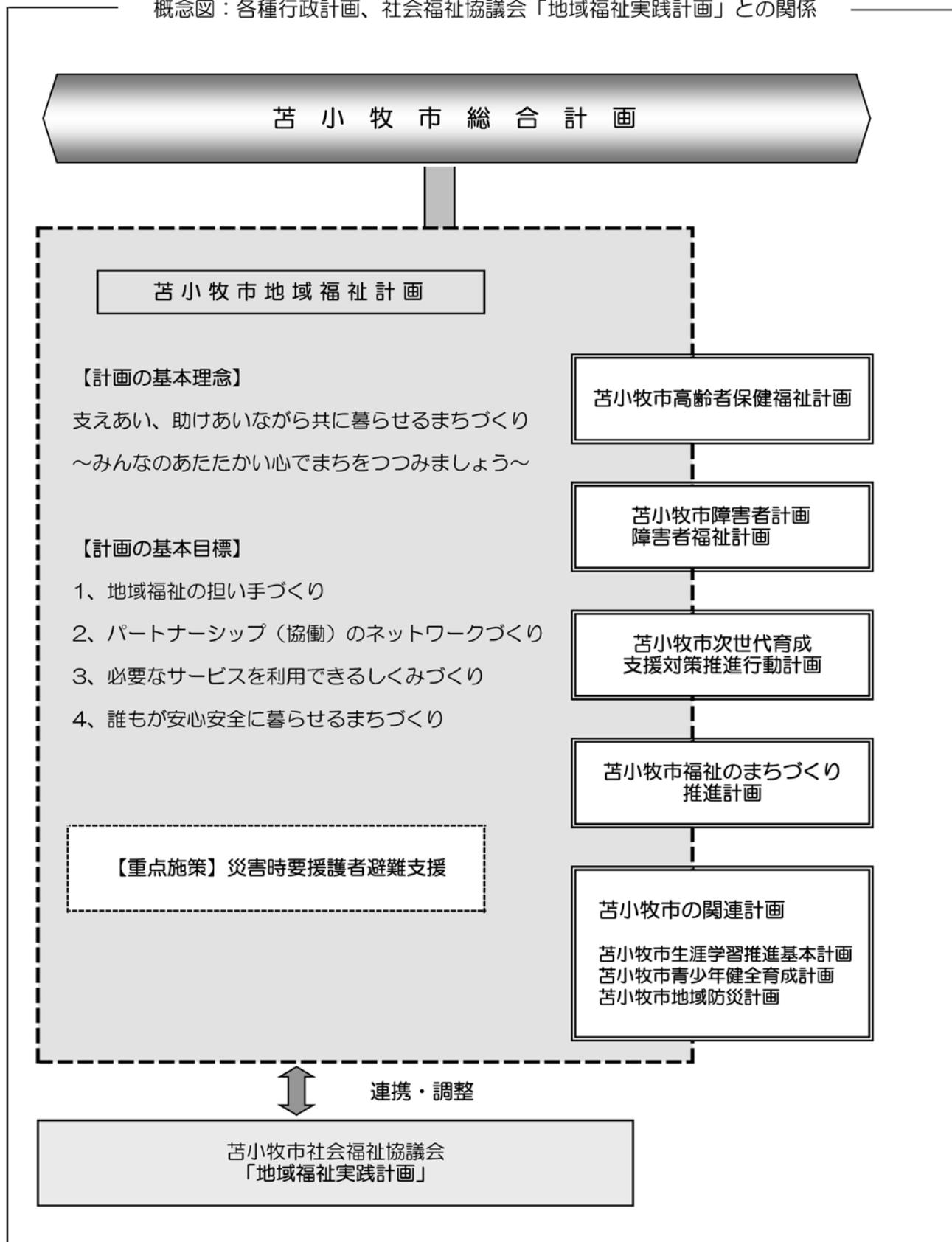
第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

他計画との関係（体系図）

概念図：各種行政計画、社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係



○ 苫小牧市社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係

苫小牧市社会福祉協議会地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が町内会や民生委員児童委員、老人クラブといった関係機関やボランティアや市民活動団体と連携し、協働して地域福祉を実践するための計画です。苫小牧市社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として地域で安心して暮らせる地域づくりを進めることを目標に第3期地域福祉実践計画を策定し推進しておりますが、本市の地域福祉計画策定にあたって、その役割を明確化し、理念の実現に向けた施策を盛り込むなど、相互に連携を図るとともに、第4期の地域福祉実践計画策定にあたっては、本計画との整合性が図られ、連携強化をされます。

苫小牧市社会福祉協議会「第4期地域福祉実践計画」の概要（案）

計画期間 平成23年度～平成27年度

基本目標『ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり』

身近な地域で生活するすべての人々が、ともに支え合い、高齢者や心身に障がいのある人々、子どもたちの誰もが安心して安全に自立した生活ができる福祉のまちづくりを推進します。

基本計画

I 地域ニーズの発見・共有と地域の課題解決に向けた福祉のまちづくり

地域のニーズや課題を共有し、「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を進めるため、地域住民と共に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

II 地域で安心して自立した生活ができる支援の充実

住み慣れた地域で、安心・安全に、健康で自立した生活ができるよう在宅生活を支える福祉サービスや介護サービスの向上と充実を図ります。

III ころ豊かな地域をつくるボランティア活動の推進

地域の課題を解決する担い手を発掘・育成するとともに、ボランティアに関する相談・情報提供や研修・体験等の支援で、ボランティア活動の推進を図ります。

IV 地域福祉活動を主体的に推進し地域住民に信頼される社協づくり

地域福祉を支える社協として、健全な運営と職員の資質向上を図るとともに、地域住民のニーズや意向を十分に尊重し、相互に協力し合いながら、地域の課題に柔軟に対応し、信頼される社協づくりをめざします。

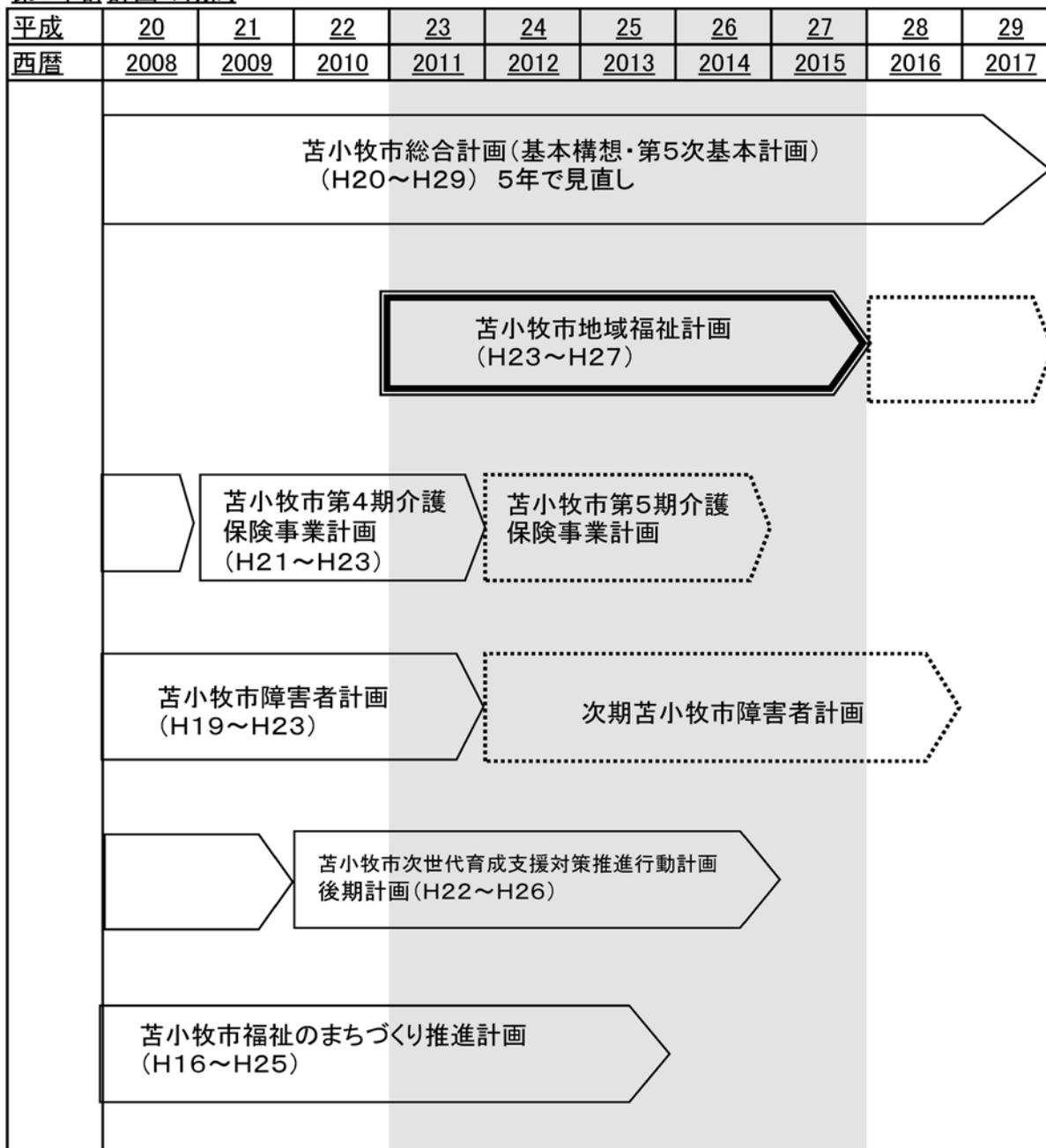
(3) さまざまな関連計画との関係

地域住民の安全安心な生活を支援していくために、災害対策や防犯など、さまざまな関連計画と連携を図っていきます。

3 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5か年計画とします。
 なお、計画は必要に応じて見直しを行います。

第1章計計画の期間



第2章 地域福祉の現状と課題

- 1 人口や年齢別構成等の推移
- 2 地域における福祉活動の現状
- 3 ボランティアやNPO活動の現状
- 4 地域住民の意識
- 5 地域の抱える課題

1 人口や年齢別構成などの推移

(1) 人口、世帯数の推移と予測

平成17年(2005年)の国勢調査結果によると、本市の人口は、172,758人であり、平成12年(2000年)に比べ、672人の増加となっています。また、本市の人口増加率を見ると、昭和60年(1985年)では4.0%でしたが、平成17年(2005年)には0.4%の微増となっています。

また、平成17年(2005年)の世帯数は、72,845世帯であり、平成12年(2000年)に比べ、2,477世帯(3.5%)増加していますが、人口増加率(0.4%)を大きく上回っているため、1世帯当たりの人員は、2.44人から2.37人に減少しています。

苫小牧市の人口、世帯数等の推移(国勢調査)

単位:人

調査年次	人口			前回調査に対する 増加人口		世帯数	1世帯当り 人口
	総数	男	女	実数	増加率%		
昭和60年(1985年)	158,061	77,656	80,405	6,094	4.0	54,438	2.90
平成2年(1990年)	160,118	77,873	82,245	2,057	1.3	58,132	2.75
平成7年(1995年)	169,328	82,654	86,674	9,210	5.8	65,517	2.58
平成12年(2000年)	172,086	84,105	87,981	2,758	1.6	70,368	2.44
平成17年(2005年)	172,758	83,935	88,823	672	0.4	72,845	2.37

※調査実施日:各年10月1日

また、将来人口について、苫小牧市総合計画では、目標年次である平成29年度(2017年度)には、おおむね17万人を想定しています。

<参考> 国立社会保障・人口問題研究所による推計値(H15.12推計)

単位:人

	H17年(2005)		H22年(2010)		H27年(2015)	
		構成比%		構成比%		構成比%
総人口	173,253		172,959		171,217	
年少人口	24,381	14.1	22,779	13.2	21,372	12.5
生産年齢人口	118,243	68.2	114,294	66.1	106,472	62.2
老年人口	30,629	17.7	35,886	20.7	43,373	25.3

(2) 年齢構成の推移と予測

平成17年（2005年）の国勢調査結果によると、本市の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が24,575人、生産年齢人口（15～64歳）が116,949人、老年人口（65歳以上）が31,234人となっています。昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）までの20年間の推移を見ると、年少人口比率は24.2%から14.2%へ、高齢化率は7.2%から18.1%となり、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。

苫小牧市の年齢3区分別の推移(国勢調査)

単位:人

調査年次	人口			割合(%)			
	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和60年(1985年)	158,061	38,280	108,385	11,394	24.2	68.6	7.2
平成 2年(1990年)	160,118	32,969	111,589	15,020	20.7	69.9	9.4
平成 7年(1995年)	169,328	29,799	119,164	19,847	17.7	70.5	11.8
平成12年(2000年)	172,086	26,445	120,237	25,397	15.4	69.9	14.8
平成17年(2005年)	172,758	24,575	116,949	31,234	14.2	67.7	18.1

※調査実施日:各年10月1日

今後について、前出の国立社会保障・人口問題研究所の推計値から、平成17年、22年、27年の推移では、人口総数は微減であるのに対し、年少人口はより多く減少し、老年人口は増加すると推計しており、少子高齢化はさらに進むものと予測されるところです。

(3) 出生数の推移

平成20年の出生数は1,537人となっております。平成15年から20年までの前年比は、次表のとおりで、5年前に比較するとわずかに減少していますが、ほぼ横ばいの数値となっております。

本市における1人の女子が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、平成19年が1.34人で、ほぼ全国平均の数値となっております。

苫小牧市の出生数の推移(住民基本台帳)

単位:人

	出生数		合計特殊出生率の推移		
	実数	前年増減	苫小牧市	北海道	全国
平成15年(2003年)	1,570		1.36	1.20	1.29
平成16年(2004年)	1,501	▲ 69	1.36	1.19	1.29
平成17年(2005年)	1,519	18	1.36	1.15	1.26
平成18年(2006年)	1,533	14	1.36	1.18	1.32
平成19年(2007年)	1,517	▲ 16	1.34	1.19	1.34
平成20年(2008年)	1,537	20	-	-	-

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に産む子どもの数に相当します。

(4) 世帯人員別世帯数の推移

世帯人員は、3人以下の世帯が8割を超え、平成12年と17年を比較しても、より一層核家族化が進んでいることがわかります。

苫小牧市の世帯人員別世帯数の推移(国勢調査)

単位:人

世帯人員	世帯数				増減(H17年-12年)	
	平成12年	構成比(%)	平成17年	構成比(%)	実数	率(%)
総数	70,298	100.0	72,741	100.0	2,433	3.5
1人	21,257	30.2	22,495	30.9	1,238	5.8
2人	20,569	29.3	22,966	31.6	2,397	11.7
3人	13,292	18.9	13,501	18.6	209	1.6
4人	10,592	15.1	9,982	13.7	▲ 610	▲ 5.8
5人	3,467	4.9	2,911	4.0	▲ 556	▲ 16.0
6人以上	1,121	1.6	886	1.0	▲ 235	▲ 21.0

※ 世帯の種類不詳は含んでいない。

(5) 地区別の人口と高齢者・年少人口(年齢3区分別)

平成20年(2008年)の地区別の高齢化率を見ると、字樽前(57.7%)が最も高く、次に寿町(38.5%)、大町(38.05%)、栄町(33.46%)、旭町(33.0%)と中央部が続き、次いで明德町(32.8%)、が高く、介護保険の第4期計画の日常生活圏域別では、中央部北西、南西地区が高くなっています。また、年少人口比率では、東部地区が20.6%と群を抜いて高くなっています。

苦小牧市の町別・年齢3区分別人口(平成20年12月末現在)

単位:人

圏域	町名	人口			割合(%)			平均年齢 (歳)	
		総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口		老年人口
			0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳		65歳以上
①西部西	字樽前	682	17	271	394	2.49%	39.74%	57.77%	65.68
	字錦岡	2,970	312	1,888	770	10.51%	63.57%	25.93%	47.72
	もえぎ町	1,173	214	755	204	18.24%	64.36%	17.39%	40.59
	宮前町	2,202	367	1,518	317	16.67%	68.94%	14.40%	39.92
	明徳町	3,037	257	1,782	998	8.46%	58.68%	32.86%	51.41
	青雲町	1,651	241	1,137	273	14.60%	68.87%	16.54%	41.34
	のぞみ町	1,259	173	919	167	13.74%	72.99%	13.26%	39.83
	美原町	1,756	303	1,260	193	17.26%	71.75%	10.99%	38.77
	澄川町	6,926	863	4,709	1,354	12.46%	67.99%	19.55%	44.62
	ときわ町	4,182	510	2,639	1,033	12.20%	63.10%	24.70%	46.31
小計	25,838	3,257	16,878	5,703	12.61%	65.32%	22.07%	45.62	
②西部東	はまなす町	540	57	382	101	10.56%	70.74%	18.70%	46.50
	宮の森町	1,052	126	631	295	11.98%	59.98%	28.04%	48.03
	柏木町	4,661	485	3,193	983	10.41%	68.50%	21.09%	46.23
	川沿町	4,646	532	3,338	776	11.45%	71.85%	16.70%	44.32
	桜坂町	1,432	281	1,060	91	19.62%	74.02%	6.35%	35.53
	日新町	5,756	801	3,792	1,163	13.92%	65.88%	20.21%	43.45
	しらかば町	5,038	508	3,026	1,504	10.08%	60.06%	29.85%	49.28
小計	23,125	2,790	15,422	4,913	12.06%	66.69%	21.25%	44.76	
③中央部北西	有珠の沢町	5,117	587	3,413	1,117	11.47%	66.70%	21.83%	45.60
	松風町	323	39	210	74	12.07%	65.02%	22.91%	43.52
	豊川町	2,864	325	1,850	689	11.35%	64.59%	24.06%	46.38
	桜木町	3,809	448	2,444	917	11.76%	64.16%	24.07%	46.16
	見山町	2,489	250	1,508	731	10.04%	60.59%	29.37%	48.62
	啓北町	1,672	140	1,056	476	8.37%	63.16%	28.47%	49.29
	花園町	2,970	305	1,823	842	10.27%	61.38%	28.35%	48.20
	山手町	1,845	220	1,158	467	11.92%	62.76%	25.31%	46.53
	北光町	2,161	189	1,357	615	8.75%	62.80%	28.46%	50.07
小計	23,250	2,503	14,819	5,928	10.77%	63.74%	25.50%	47.15	
④中央部南西	字糸井	970	95	617	258	9.79%	63.61%	26.60%	46.88
	永福町	1,264	160	851	253	12.66%	67.33%	20.02%	43.59
	小糸井町	124	23	86	15	18.55%	69.35%	12.10%	36.84
	日吉町	3,020	350	1,918	752	11.59%	63.51%	24.90%	45.50
	有明町	409	37	278	94	9.05%	67.97%	22.98%	46.41
	光洋町	1,931	243	1,124	564	12.58%	58.21%	29.21%	47.40
	青葉町	2,207	302	1,338	567	13.68%	60.63%	25.69%	46.55
	大成町	4,370	693	2,499	1,178	15.86%	57.19%	26.96%	44.91
	新富町	789	100	501	188	12.67%	63.50%	23.83%	44.92
	元町	732	73	465	194	9.97%	63.52%	26.50%	47.41
	白金町	433	27	288	118	6.24%	66.51%	27.25%	49.73
	弥生町	1,968	229	1,150	589	11.64%	58.43%	29.93%	47.90
	矢代町	1,125	134	746	245	11.91%	66.31%	21.78%	44.16
浜町	495	37	307	151	7.47%	62.02%	30.51%	50.04	
小計	19,837	2,503	12,168	5,166	12.62%	61.34%	26.04%	45.87	

※ 字糸井と字高丘は一部西部東地区にも入りますが、便宜上、字糸井は中央部南西地区、字高丘は中央部東地区で計算しています。

圏域	町名	人口				割合(%)			平均年齢 (歳)
		総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
⑤ 中央部	木場町	1,585	141	1,036	408	8.90%	65.36%	25.74%	47.96
	清水町	640	144	428	68	22.50%	66.88%	10.63%	35.31
	春日町	1,987	213	1,326	448	10.72%	66.73%	22.55%	44.99
	緑町	2,402	275	1,615	512	11.45%	67.24%	21.32%	44.84
	王子町	949	252	659	38	26.55%	69.44%	4.00%	31.37
	本町	355	29	235	91	8.17%	66.20%	25.63%	49.27
	幸町	569	46	371	152	8.08%	65.20%	26.71%	48.08
	本幸町	233	24	164	45	10.30%	70.39%	19.31%	44.08
	高砂町	819	116	535	168	14.16%	65.32%	20.51%	42.86
	大町	205	8	119	78	3.90%	58.05%	38.05%	57.00
	寿町	413	22	232	159	5.33%	56.17%	38.50%	53.90
	錦町	254	21	152	81	8.27%	59.84%	31.89%	52.33
	栄町	780	75	444	261	9.62%	56.92%	33.46%	50.07
	表町	591	41	448	102	6.94%	75.80%	17.26%	44.61
	旭町	809	86	456	267	10.63%	56.37%	33.00%	49.82
	汐見町	1,146	113	720	313	9.86%	62.83%	27.31%	48.52
	若草町	1,368	195	950	223	14.25%	69.44%	16.30%	41.33
	末広町	2,315	280	1,416	619	12.10%	61.17%	26.74%	46.53
	新中野町	2,285	313	1,572	400	13.70%	68.80%	17.51%	41.26
	元中野町	1,958	218	1,328	412	11.13%	67.82%	21.04%	43.76
港町	4	0	2	2	0.00%	50.00%	50.00%	60.75	
船見町	761	93	514	154	12.22%	67.54%	20.24%	44.03	
入船町	7	0	2	5	0.00%	28.57%	71.43%	63.57	
晴海町	1	0	0	1	0.00%	0.00%	100.00%	67.00	
一本松町	14	1	13	0	7.14%	92.86%	0.00%	28.07	
小計	22,450	2,706	14,737	5,007	12.05%	65.64%	22.30%	47.25	
⑥ 中央部東	字高丘	1,146	208	809	129	18.15%	70.59%	11.26%	38.10
	泉町	1,097	106	719	272	9.66%	65.54%	24.79%	45.56
	住吉町	2,074	321	1,151	602	15.48%	55.50%	29.03%	45.71
	双葉町	2,669	333	1,789	547	12.48%	67.03%	20.49%	43.87
	音羽町	1,695	186	1,123	386	10.97%	66.25%	22.77%	44.31
	日の出町	1,871	377	1,316	178	20.15%	70.34%	9.51%	36.81
	三光町	4,768	589	3,393	786	12.35%	71.16%	16.48%	43.13
	美園町	3,984	531	2,637	816	13.33%	66.19%	20.48%	42.11
	新明町	2,315	320	1,595	400	13.82%	68.90%	17.28%	41.76
	明野新町	6,554	736	4,882	936	11.23%	74.49%	14.28%	41.85
	柳町	1,600	240	1,141	219	15.00%	71.31%	13.69%	41.82
小計	29,773	3,947	20,555	5,271	13.26%	69.04%	17.70%	42.28	
⑦ 東部地区	あけぼの町	17	2	14	1	11.76%	82.35%	5.88%	36.41
	新開町	1,190	167	919	104	14.03%	77.23%	8.74%	36.74
	明野元町	1,088	199	813	76	18.29%	74.72%	6.99%	35.67
	拓勇西町	3,677	960	2,591	126	26.11%	70.47%	3.43%	28.81
	拓勇東町	5,357	1,502	3,587	268	28.04%	66.96%	5.00%	29.57
	北栄町	2,575	611	1,751	213	23.73%	68.00%	8.27%	33.47
	字沼ノ端	7,540	1,703	5,043	794	22.59%	66.88%	10.53%	35.52
	東開町	4,266	477	2,940	849	11.18%	68.92%	19.90%	44.10
	字勇払	2,401	355	1,449	597	14.79%	60.35%	24.86%	45.27
	字美沢	299	37	216	46	12.37%	72.24%	15.38%	36.45
	字植苗	1,283	116	791	376	9.04%	61.65%	29.31%	50.03
	字柏原	2	0	2	0	0.00%	100.00%	0.00%	40.50
	小計	29,695	6,129	20,116	3,450	20.64%	67.74%	11.62%	37.71
合計	173,968	23,835	114,695	35,438	13.70%	65.93%	20.37%	43.46	

2 地域における福祉活動の現状

(1) 苫小牧市社会福祉協議会

苫小牧市社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に本市の社会福祉事業関係者と地域住民が協力して地域の福祉増進を図ることを目的に設立されました。昭和43年（1968年）には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の中核として各種福祉事業を実施しています。

苫小牧市社会福祉協議会は、「安心して暮らせる潤いのある街づくり」を目標に、地域に密着した福祉活動を展開しています。

[主な事業内容]

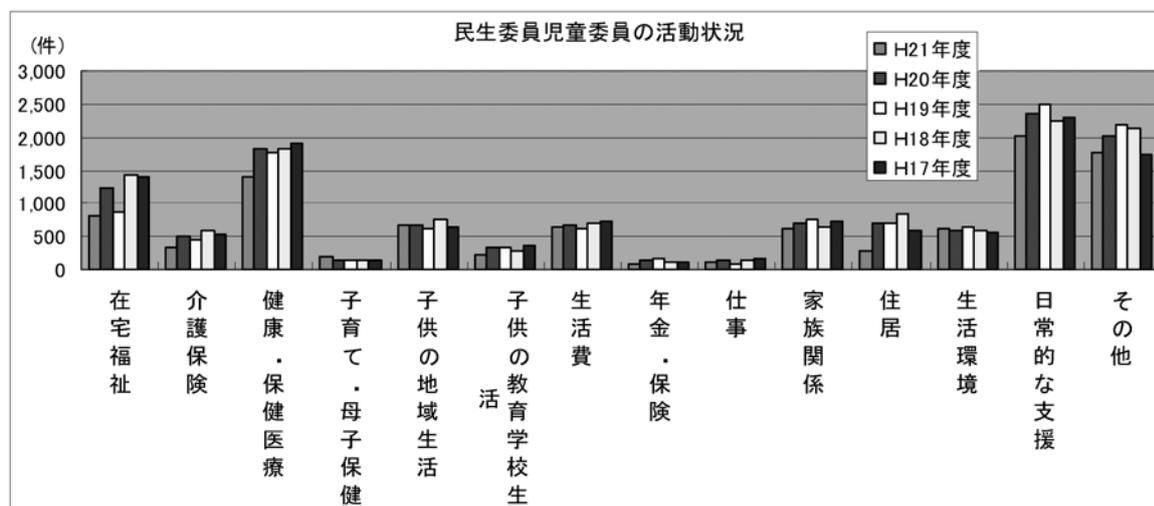
○社協だよりの発行 ○市民相談所の運営 ○生活福祉資金等の貸付事業 ○高齢者給食サービスの受託 ○高齢者援護グループ事業と愛の一声運動の充実 ○町連,民児協,老人クラブ連の事務局機能及び連携事業 ○子育て支援事業 ○地域福祉権利擁護事業 ○ボランティアセンターの運営 ○ボランティア活動支援事業 ○介護サービス提供事業など

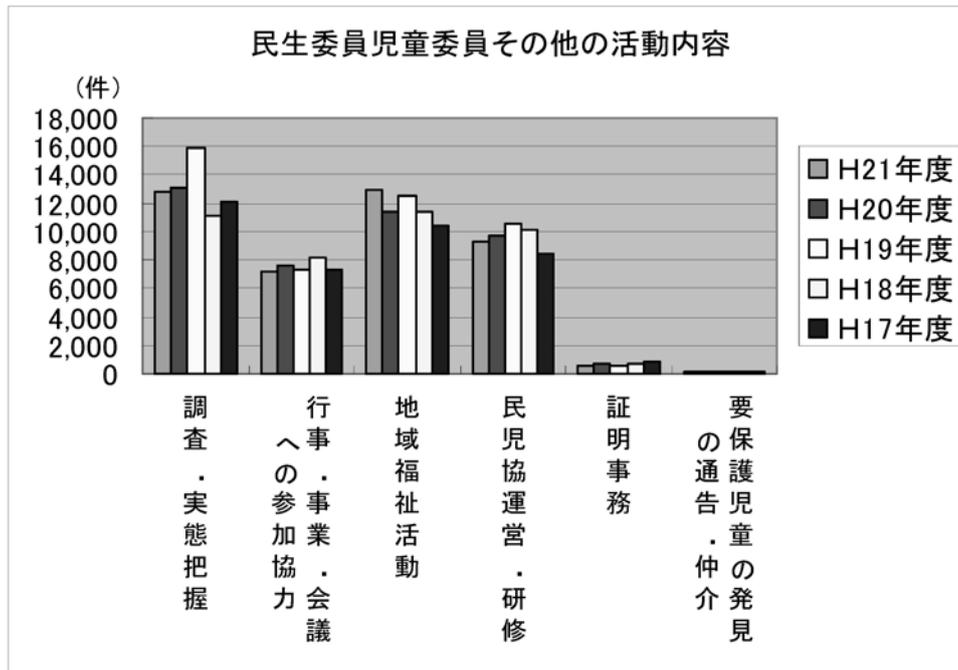
(2) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、地域住民の相談を受け、行政機関などに連絡・協力し、必要に応じて支援活動を行っている地域のボランティアです。

本市では、厚生労働大臣から委嘱された358人の民生委員児童委員が、19地区の地区民生委員児童委員協議会を組織して活動しています。

また、主任児童委員は、児童問題を専門的に担当するために各地区に2人ずつ配置されています。





(3) 町内会（自治会）の福祉活動

地域における自主的な活動の基本は町内会活動であると考えられ、それぞれの町内会自治会で様々な事業、行事に取り組んでいます。

一方、近年、核家族化とともに冠婚葬祭などのライフスタイルの変化もあり、町内会との接点いわゆるご近所づきあいが薄くなるとともに町内会組織そのものへの加入率が下がりつつあります。

○ 苫小牧市における町内会加入率

市民生活課資料

年度	住民基本台帳 世帯数(4月)	町内会加入 世帯数	町内会 加入率
15	74,365	58,886	79.2%
16	75,157	58,262	77.5%
17	76,252	57,948	76.0%
18	77,584	57,031	73.5%
19	78,759	56,920	72.3%
20	79,876	56,143	70.3%
21	80,893	55,889	69.1%

<参考> 町内会加入世帯の居住形態別加入率の傾向 (H21)

一戸建 39,600世帯 ÷ 42,498世帯 = 93.2%

AP・MS等 13,673世帯 ÷ 32,975世帯 = 41.5%

町内会に加入しよう！



❖ 町内会ってなあに？！

自分たちの住んでいる地域を快適で住みよくするため、また、子どもからお年寄りまでだれもが安全・安心に暮らせる街づくりを目的として、同じ地域に住む人々や企業で構成された自主的な任意団体です。

❖ 町内会ってどんなことをしているの？！

町内の環境美化のために定期清掃を行ったり、防犯・安全対策としてパトロールや交通安全指導等実施しています。また、様々な行事を企画し、親睦を図りながら、地域の皆さんのためにボランティアで活動しています。苫小牧市内には現在86の町内会がありますが、地域の個性を生かしながら幅広く活動しています。

住みよい環境づくりに参加しよう！

～地域の住環境は町内会活動に支えられています～

古紙・廃品回収
をしています！

町内定期清掃や花壇
の整備等を実施して
います！

安全マップの作成や登
下校時の交通安全指導
等を行っています！

街路灯の設置・管理や防
犯パトロール等を行っ
ています！

たまった古新聞
はどうしたらいい
かな…

ゴミが散らかって
いない、きれいな
環境がいいな！

登下校中の交通
事故が心配…

仕事帰り、夜でも
安心して歩ける地域
がいいわね…

家の近くに友達
をたくさん作りた
いな！



不審者が出没しな
い地域ってどんなと
ころかしら…

ラジオ体操やクリスマス
会等四季折々の楽しい
行事があるよ！

あなたが求める住みよい街と
はどんな街ですか？！

隣近所が顔見知りでコミュニ
ケーションがとれている地域には犯
罪者も近寄りにくいものです。

春



★新入生歓迎会

夏



★夏祭りや盆踊り★

秋



★運動会★

冬



★スケートまつり★

❖ まずは加入することからはじめましょう！

町内会はあなたの加入をお待ちしています。
上記の活動はほんの一例で、活動内容は町内会によって多種多様ですが、もっとも住みよい環境を作るために、あなたの意見を提案してみるのもいいですね。生活に密着した様々な課題を解決するためには、ひとりの力では難しく、地域の取組みや連携が不可欠です。また、大きな震災時には隣近所の助け合いが生死を分けるといわれています。アパートやマンションにお住まいの方も大歓迎です。
みんなが安心して快適に生活できるように、積極的に町内会に加入しましょう。

❖ あなたが住んでいる地域の町内会は

市民生活部市民生活課までお問合せください
(場所) 市役所南側庁舎2階15番窓口
(電話) 0144-32-6303(直通) 内線2241

3 ボランティアやNPO活動の現状

ボランティアとは、もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉で、「誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら行う活動」のことを言います。本市におけるボランティア活動は、今日様々な分野で行われ、福祉分野においても多岐にわたる活動が展開されています。

また、福祉以外の分野でも保健・医療、教育、文化、環境、国際関係など広範な活動が行われ、苫小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターで把握しているのが21団体453人、苫小牧市ボランティア連絡協議会に所属しているのが44団体2,467人、合わせて2,920人のボランティアがそれぞれの団体で活動しています。

NPO活動とは、Non Profit Organizationの略語で「非営利組織」のことで、営利を目的としない市民の活動がNPOです。NPO法人とは、社団法人の一種として、NPO法に基づき都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人のことで、正式には「特定非営利活動法人」と言います。NPOは「自主性」「個別性」「先駆性」「迅速性」「柔軟性」「多元性」などの種々の特性を持っており、行政の持つ公平性や企業の利潤追求という社会的価値にとらわれず、社会的課題に対して迅速で先駆的な取り組みができるといわれています。それぞれの組織が持つ多様な価値観に基づく自由な意思により個別的で柔軟なサービスの提供が可能です。

本市において34の法人が登録されており、保健・医療、福祉、教育、まちづくり、文化、スポーツ、環境、災害救援活動、地域安全活動など様々な分野で活動されています。

4 地域住民の意識

地域福祉に関する市民意識調査結果 ※詳細は資料編71ページ
(苫小牧市地域福祉計画策定のためのアンケート調査)

実施時期 平成21年11月

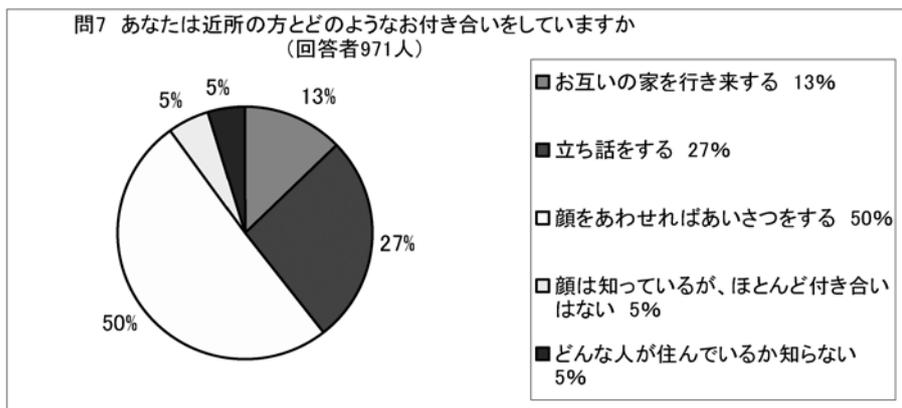
対象 満18歳以上の苫小牧市民

配布数 2,000件

回収数 980件 (回収率 49%)

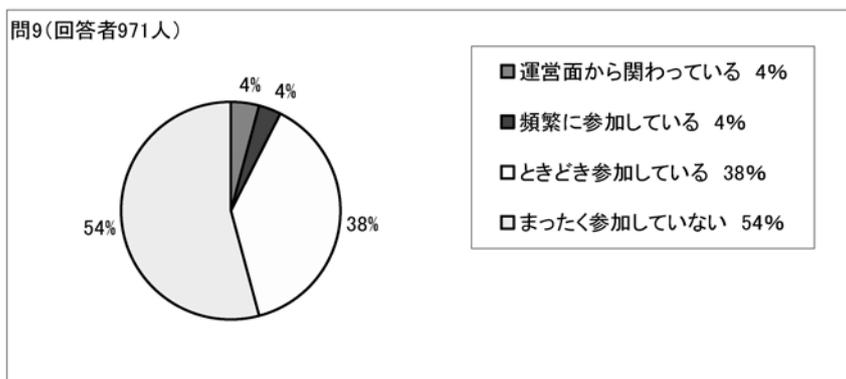
(1) 近所付き合いの状況 (問7)

近所付き合いは、地域の人間関係の基礎になります。そこで、「近所の人と、どのようなお付き合いをしているのか」について聞いたところ、「顔をあわせればあいさつをする」が50%「立ち話をする」程度が27%で、近所づきあいは、比較的浅いお付き合いが77%と大半を占め、「お互いの家を行き来する」13%を合わせると90%の方が何らかの近所づきあいがあるという結果になっています。



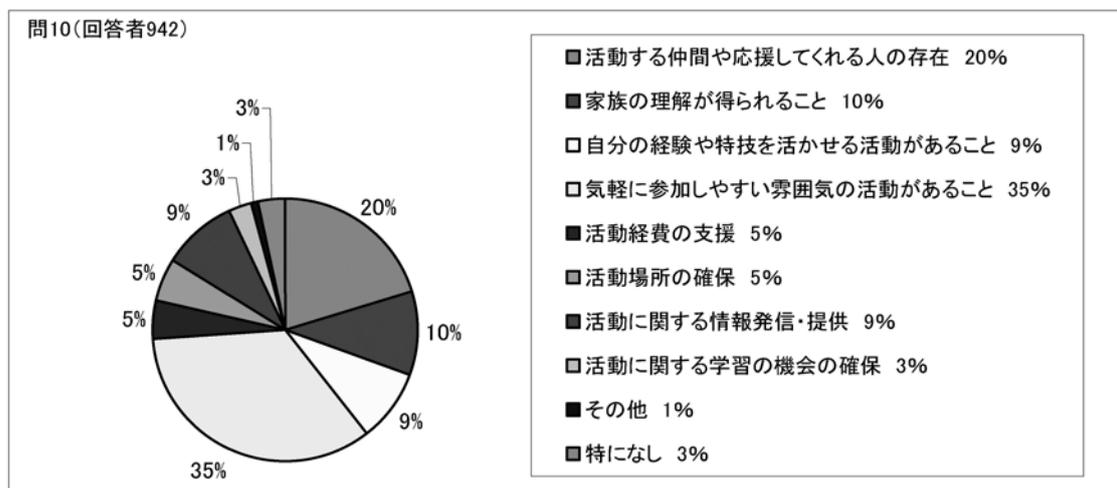
(2) 地域活動への参加の状況 (問9)

地域活動への参加の状況については、「全く参加していない」が54%、「ときどき参加している」が38%、「頻繁に参加」「運営面から関わる」をあわせて8%と、参加についてほぼ半々という結果になっています。



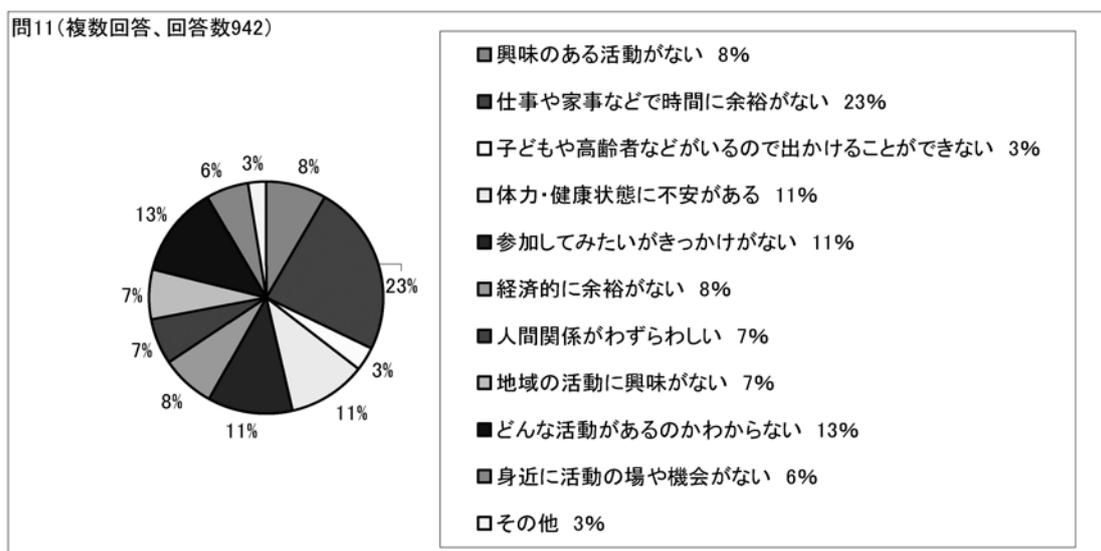
○ 地域活動に参加していると答えた方へ

地域活動を活発にしていくために重要なことは何ですか。(問 10)
 との設問に、「気軽に参加しやすい雰囲気のあること」が 35%
 「活動する仲間や応援してくれる人の存在」が 20%と、人のつながりが参加の動機となる傾向にあります。



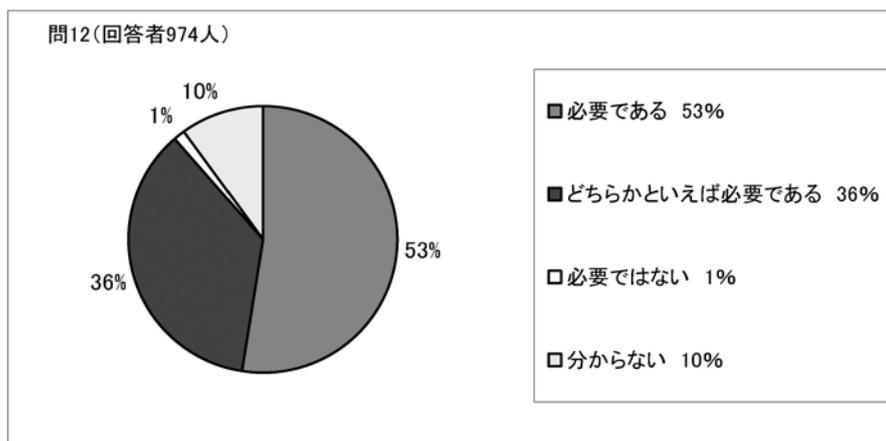
○ 地域活動に参加していないと答えた方へ

参加していない理由は何ですか。(問 11)
 との設問に、「仕事や家事などで時間に余裕がない」が 23%、「どんな活動があるのかわからない」が 13%という結果になっており、参加できないのは、①時間・経済・健康面での余裕がない(45%)、②興味のある活動やきっかけ、情報がない(38%)、③人間関係がわずらわしい、活動に興味がない(14%)といった傾向にあります。



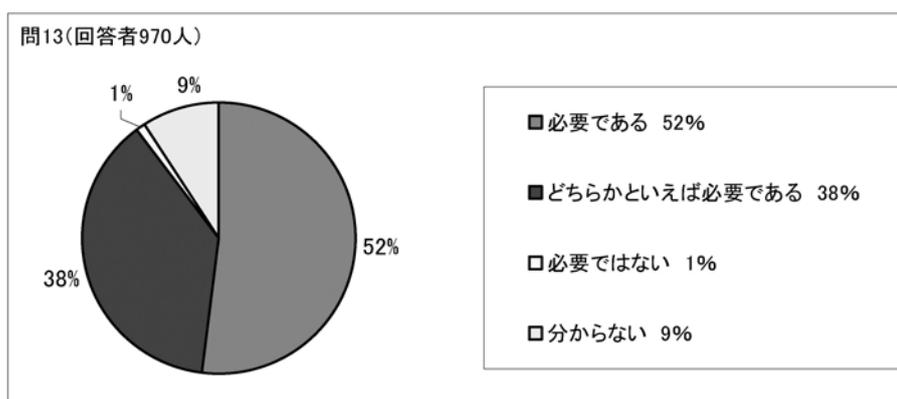
(3) 地域活動に対する考え方について（問 12）

地域での清掃活動や除雪などの奉仕（ボランティア）活動についてどう思うかとの設問に対し、「必要である」が 53%、「どちらかといえば必要である」が 36%で約 9 割の住民は地域での奉仕（ボランティア）活動に必要性を感じているという結果になっています。



(4) 地域住民同士の支えあい助け合うことの必要性について（問 13）

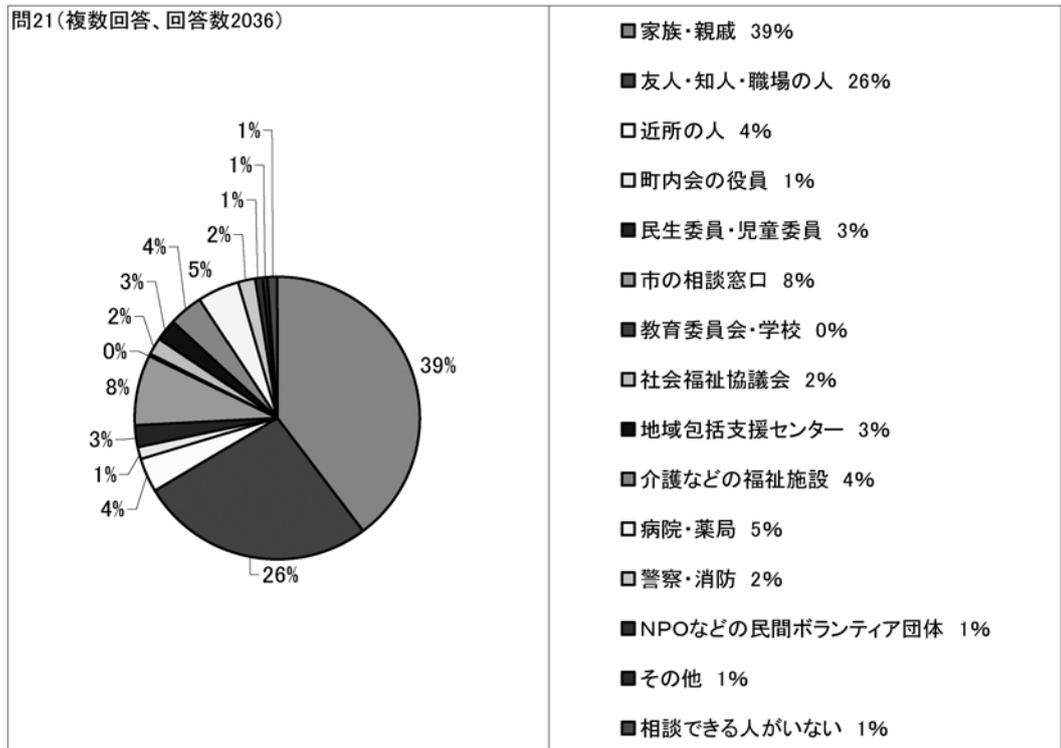
地域で起きている様々な福祉関係の課題（障がい者や高齢者の生活子育てや健康づくりに関する課題）に地域住民が自主的に支えあい、助け合うことについての設問に対し、「必要である」が 52%、「どちらかといえば必要である」が 38%で、地域でのボランティア活動同様に、住民同士の支えあいや助け合いが必要と感じている人が約 9 割という結果になっています。



(5) 相談相手について（問 21）

悩みや不安を感じたとき、誰に相談したいと思うか、についての設問に対し、「家族・親戚」が 39%、「友人・知人・職場の人」が 26% という結果になっており、約 6 割が身近な人を選択しています。

そのほかでは、市の相談窓口、病院薬局、介護など福祉施設、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどが多くなっています。



地域での人間関係が希薄化してきているとはいえ、9割の方は何らかの近所づきあいをし、約半数は何らかの地域活動を行っています。

また、地域でのボランティア活動や自主的な支えあいや助け合いの必要性を感じています。

地域での活動を活発化するためには、気軽に参加できるような雰囲気づくりや仲間や応援してくれる人の存在が大切と感じており、活動のきっかけや情報不足を感じています。

一方、半数以上の方は悩みや不安に対しては、家族や友人などの身近な人やいは行政機関や病院、福祉施設などを相談相手と答えています。

5 地域の抱える課題

策定委員会、市民意識調査、地域懇談会などで出された意見から、地域の抱える主な課題を整理すると以下のとおりです。

●人とのつながりに関すること

- ・ 家族関係が希薄で隣人との関わりも少なくなっている
- ・ 子ども達や若い世代と高齢者や障がい者の交流の場がない
- ・ 地域住民の支援を必要とっていない人が多い
- ・ 自分の住む地域のことに関心が薄い住民が増えている

●地域活動（ボランティア）に関すること

- ・ 町内会への加入率が減少し、地域活動の弱体化が進んでいる
- ・ プライバシー保護の問題や核家族化の進行に伴うライフスタイルの変化が民生委員児童委員や町内会等の活動を妨げている
- ・ 市内東部地区への人口流出増加に伴い、中央部、西部地域では高齢化率が高く、地域活動の担い手が不足しており、中央東部や東部地域では年少人口が多く、子育て支援が不足するなど、地域によって異なる課題が生じている
- ・ ボランティアをする側の高齢化が進み、若い人たちの地域活動への参加も少なく、後継者が見つからない
- ・ 地域での活動状況を知る機会が少なく、町内会等の活動がわからないことが多い
- ・ 民生委員の対応する問題が多様化する現状で、なり手がいない

●高齢者に関すること

- ・ 独居の高齢者が多く、地域での見守りが必要である
- ・ 在宅生活が困難な高齢者が少額負担で入所できる施設が市内に不足している
- ・ 認知症高齢者への理解が不足している
- ・ 高齢者が生きがいを持てる活動の場、働く意欲のある高齢者の活躍の場が不足している

●障がい者に関すること

- ・障がい者の就労する場所が少ない
- ・障がい者に対する住民の理解が少なく、施設から地域への移行が難しい
- ・福祉情報を十分に活用できていない障がい者が多い

●子育てに関すること

- ・子供たちが室内で遊べる公共の場が少ない
- ・保育所や子どもを預ける場所が足りない
- ・地域全体で子育てを見守るような取り組みが必要である

●行政に関すること

- ・さまざまな相談に一ヶ所に対応できる相談体制が必要である
- ・行政と住民、行政と事業者が協力する取り組みが不足している
- ・すべての市民が必要な情報を的確に入手できる仕組みづくりが必要である
- ・高齢者や障がい者に対する虐待の実態がなかなか把握できない状況にあり、地域と行政の連携した対応が求められる
- ・児童、高齢者、障がい者に対する総合的な施策が求められる
- ・低床バスの積極的な導入に努めるべきである

※策定委員会、市民意識調査（アンケート）結果、地域懇談会の概要については資料編65ページから86ページをご参照ください。

第3章

計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

1 計画の基本理念

支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり
～みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～

障がいや年齢などにかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと幸せに暮らしていくために、地域住民の一人一人がつながりを持ち、思いやりの心で「支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり」に取り組むことが必要です。

市民、行政、関係団体などみんなの力を発揮できるようネットワークの輪を広げながら、「あたたかい心でまちをつつみこむ」ことができるよう地域福祉力の向上につとめ、福祉のまちづくりを進めます。

2 基本目標

(1) 地域福祉の担い手づくり

心のふれあう福祉のまちづくりを進めていく上で、地域に暮らす一人ひとりが「人を思いやり、大切に作る心」を持つことが重要です。その根幹を支えるのは「人」であり、長期的・継続的な視点に立った「心を育てる」人材育成に取り組めます。

(2) パートナーシップ（協働）のネットワークづくり

住み慣れた地域で、支えあい、助けあいながら、安心して暮らすことができるよう地域で活動する関係者のつながりを深め、それぞれの役割（自助、共助、公助）を明確にし、支えあいのネットワークを築くことが大切です。

地域で暮らす多くの住民が積極的に地域の福祉活動に参加できるよう、参加しやすく、生きがいを実感できるようなしくみづくりに取り組めます。

(3) 必要なサービスを利用できるしくみづくり

高齢者、障がい者、子育て中の家族が、必要なサービスを利用できるよう相談体制の強化や情報提供の充実を図ります。

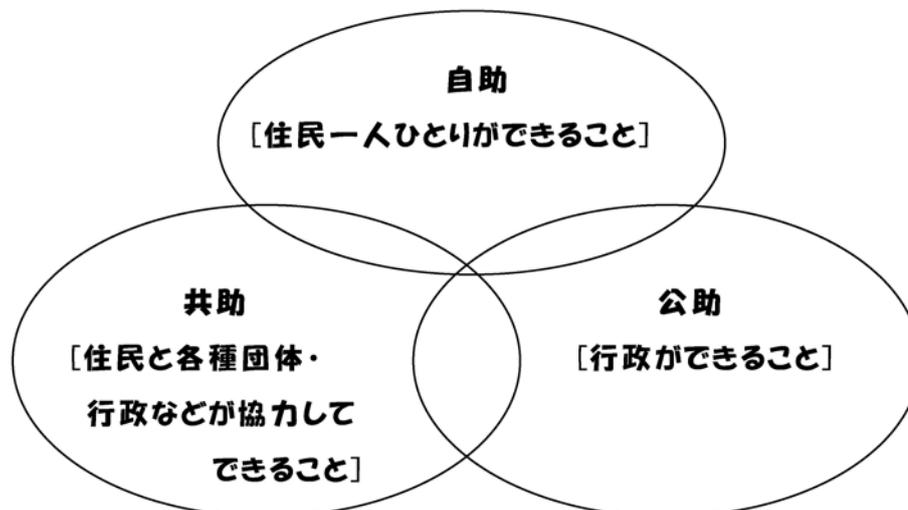
また、人権などに配慮した利用者本位のサービス提供のしくみや、地域に合ったサービスを創出するため、市民、福祉サービス事業者、行政の協働の取り組みを進めます。

(4) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

地域で暮らす誰もが安全安心に暮らし続けることができるよう、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設など建物の構造上の障壁、偏見などの意識上の障壁、その他日常生活又は社会生活におけるさまざまな障壁を取り除き（＝バリアフリー）、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

特に、災害時の要援護者の支援施策については重点施策として取り組みます。

～自助・共助・公助のイメージ～



～「パートナーシップ＝協働」とは～

複数の主体が自主性・自立性を尊重しあい、役割や責任を分担しながら、共通の目的に向かって連携・協力していくことであり、この協働の概念は地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられています。

3 施策体系

《理念》

支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり
～みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

P. 25

(1) 福祉の意識づくり

- ① 学校教育での福祉教育の推進
- ② 社会教育での福祉教育の推進
- ③ 市民の福祉活動への参加促進

(2) 福祉を担う人材育成

- ④ ボランティアの人材育成
- ⑤ ボランティア・NPO活動などの支援・促進

基本目標2 パートナーシップ(協働)のネットワークづくり

P. 31

(1) 住民相互のネットワークづくり

- ⑥ 住民相互のネットワークづくりの推進

(2) 社会福祉団体などのネットワークづくり

- ⑦ 社会福祉団体などのネットワークづくりの推進

基本目標3 必要なサービスを利用できるしくみづくり

P. 35

(1) 情報の提供

- ⑧ 情報提供の推進・充実

(2) 相談体制の充実

- ⑨ 相談体制の充実

(3) サービス利用者の支援

- ⑩ サービス利用者の支援

(4) 福祉サービスの質の向上

- ⑪ サービス提供の質の向上

基本目標4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

P. 40

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

- ⑫ 地域防災力の向上
- ⑬ 交通安全対策
- ⑭ 防犯活動の促進

(2) 災害時の支援

- ⑮ 要援護者の災害時避難支援

(3) 自立生活の支援

- ⑯ 生活支援
- ⑰ 高齢者・障がい者の安否確認

(4) バリアフリーの推進

- ⑱ バリアフリーの推進

第4章 施策の推進

- 1 **基本目標 1** 地域福祉の担い手づくり
 - 2 **基本目標 2** パートナーシップのネットワークづくり
 - 3 **基本目標 3** 必要なサービスを利用できるしくみづくり
 - 4 **基本目標 4** 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり
- 重点施策** 災害時の要援護者支援のしくみづくり

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

心のふれあう福祉のまちづくりを進めていく上で、地域に暮らす一人ひとりが「人を思いやり、大切に作る心」を持つことが重要です。その根幹を支えるのは「人」であり、長期的・継続的な視点に立った「心を育てる」人材育成に取り組みます。

施策の方向 (1) 福祉の意識づくり

〔事業内容1〕

① 学校教育での福祉教育の推進

子どもたちが福祉について考え、理解を深め、地域福祉の担い手として成長できるよう、豊かな心、自ら学び実践する力を育む、人間性を重視した教育の推進に努めます。

〔具体的取り組み〕

◆福祉施設訪問などの体験活動、特別支援学級との交流を通じた障がい理解教育、清掃や募金などのボランティア活動などの実践的な体験教育を実施し、推進していきます。

【市：学校教育課・指導室】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

＜実施主体の表の見方＞

事業の実施主体者（主たる推進者）を◎、実施主体者と協働し事業を推進する者を○で表しており、4つの主体の定義は下記のとおりです。

市とは 市役所（教育委員会を含む）

社協とは 苫小牧市社会福祉協議会

事業者とは 福祉サービス提供事業所（NPO法人を含む）、福祉施設、医療機関、企業など

市民とは 地域住民、町内会等の団体、民生委員児童委員、ボランティア、NPOなど

◆小中高生向けのボランティアスクールの実施や、市内のボランティア部の活動内容を発表する学生ボランティアの集いの開催を継続します。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		○

〔事業内容2〕

② 社会教育での福祉教育の推進

高齢者、障がい者をはじめ、すべての世代の方のニーズに応じた学習機会、交流の場の提供に努めるとともに、福祉・人権教育の推進にも努めます。

〔具体的取り組み〕

◆高齢者が生きがいをもち豊かな人生を過ごすことができるよう長生大学などを通じて、積極的な社会参加活動、生涯学習ができる環境づくりをします。

【市：生涯学習推進課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

◆関係団体や高等教育機関との連携による講座などの実施により、障がい者をはじめ、すべての世代の学習支援に努めます。

【市：生涯学習推進課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

◆市民に福祉講座や講演会等を通じて障がい者への理解と認識を深めるとともに、車いす体験、視覚障がい者体験などの体験学習機会の充実を図ります。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

〔事業内容3〕

③ 市民の福祉活動への参加促進

市民が積極的に地域の福祉活動に参加できるよう支援するとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。

〔具体的取り組み〕

◆町内会加入促進チラシの配布や各庁舎の窓口設置、ホームページおよび広報紙によるPRなど、市と町内会が協力し、町内会活動への参加を促進します。
【市：市民生活課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆高齢者及び障がい者団体・施設等が主催する各種行事などに地域住民が気軽に参加できるよう広報活動に努め、地域住民と利用者、地域と施設などとの交流を促進します。
【市：社会福祉課・介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆福祉のまちづくりに関し自主的な取り組みをした市民や事業所を表彰し、取り組みの普及・拡大に努めます。
【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

～地域懇談会・アンケートの意見から～

自助の具体例＝自分自身でできること＝

- ・ 近隣住民同士の信頼関係を築くために、まずあいさつから始める
- ・ ごみ出しのルールを守る

共助の具体例＝地域でできること＝

- ・ さまざまな世代向けのボランティアのきっかけづくり
- ・ 町内会々員を増やすために老人会に尽力してもらう
- ・ 地域福祉の根底を成すものとして、町内会活動の活性化に努める
- ・ ごみ出しのルールを守らない人には、近所で啓発しあう

施策の方向 (2) 福祉を担う人材育成

〔事業内容1〕

④ ボランティアの人材育成

多様化する福祉ニーズを把握し、きめ細かく対応できるボランティアの養成のためにさまざまな講習会などを開催し、福祉ボランティアの発掘・養成に努めます。

〔具体的取り組み〕

◆各種ボランティア講習会を開催します。

傾聴ボランティア講座・市民ボランティア講座・シニアボランティア講座・朗読・点訳初心者講習会・手話講座・要約筆記者養成講座・サマーボランティアスクール・市民活動体験プログラム事業など。 【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	◎		○

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしの絆」を広げましょう～

●ボランティア活動の紹介

地域福祉の実際の取り組みやボランティア活動を全市的に紹介します。町内会や学校など地域単位でさまざまな地域福祉事業やボランティア活動に取り組んでいる事例を発表し、意見交換、仲間づくり、情報交流の場とします。 【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

～「みんなでふくし大作戦！」とは～

本計画のスタートを飾る平成23年度実施の事業で、「ふくしの心」を育み高め、「ふくしの絆」を広げ、「ふくしのまち」をつくるきっかけづくりを、まちぐるみで取り組んでいきます。(本事業の概要については、資料編 87 ページをご参照ください)

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしの絆」を広げましょう～

●福祉体験教室の実施

小学校高学年に車いすやハンデの体験、障がい者と一緒に楽しめるスポーツを実施します。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		○

〔事業内容2〕

⑤ ボランティア・NPO活動などの支援・促進

市民が講座や教室、研修会で学んだ知識や技能を地域社会で活かすため、ボランティア活動への積極的な参加を働きかけるとともに、これらのボランティア団体・NPO団体の活動を支援します。

〔具体的取り組み〕

◆生涯学習関連のボランティア団体やNPO団体の活動を支援し、各種ボランティア団体との協働事業を推進します。 【市：生涯学習推進課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

◆ボランティアセンター、ボランティアアドバイザーを設置し、ボランティアの活動実践者とニーズのデータを一元管理するボランティア登録制度の充実を図り、活動へのコーディネートを継続して行います。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		○

◆次世代を担う青少年の健全育成を推進するため、ボランティア活動や地域活動に積極的に参加するよう学習や研修の機会を提供します。

【市：生涯学習推進課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

～地域懇談会・アンケートの意見から～

自助の具体例 = 自分自身でできること =

- ・ できる範囲内でのボランティアをする(近所の除雪、清掃など)

共助の具体例 = 地域でできること =

- ・ 小さい頃からのボランティア体験・福祉教育の場づくりをする
- ・ 地域活動の後継者を養成する
- ・ 中高生にボランティアの機会として、地域の除雪をしてもらう
- ・ 地域で余力のある定年退職者に除雪をしてもらう

基本目標 2 パートナーシップ（協働）のネットワークづくり

住み慣れた地域で、支えあい、助けあいながら、安心して暮らすことができるよう地域で活動する人たちのつながりを深め、それぞれの役割（自助、共助、公助）を明確にし、支えあいのネットワークを築くことが大切です。

地域で暮らす多くの住民が積極的に地域の福祉活動に参加できるよう、参加しやすく、生きがいを実感できるようなしくみづくりに取り組みます。

施策の方向 （1）住民相互のネットワークづくり

〔事業内容1〕

◎ 住民相互のネットワークづくりの推進

地域で暮らす高齢者をはじめ、すべての住民が安心して生活を送ることができるよう、また次世代を担う青少年が、地域のさまざまな人との交流を通じて、心豊かな人間として成長するために、地域で支えあうネットワークづくりを推進します。

〔具体的取り組み〕

◆社会福祉協議会が中心となり、民生委員児童委員、町内会、老人クラブなどの団体の連携を図るとともに、各団体間で地域活動の取り組みの紹介や情報交換などを行えるよう支援していきます。

	市	社協	事業者	市民
実施主体		◎		○

◆介護や支援が必要な高齢者に、包括的・継続的なケアを提供できるよう、市内7ヶ所に地域包括支援センターを設置し、町内会、老人クラブ、民生委員と連携しながら、高齢者を地域全体が支えるネットワークの構築を進めます。

【市：介護福祉課】

	市	社協	事業者	市民
実施主体	◎	○		○

◆あいさつ運動、町内清掃活動、ボランティア活動などの地域活動を進め、社会性や規範意識を養い、青少年育成体制の確立を図ります。また、青少年の社会参加と自主活動を推進するため「子ども会育成連絡協議会」の機能を利用して、各地区の子ども会の活動を支援するネットワークの構築を図ります。

【市：青少年課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしの心」を高めましょう

●「あいさつ声かけ運動」の実施

ふくしの心の基本はあいさつ。全市的取り組みとなるよう関係機関や市民団体などへ取り組みの呼びかけを実施します。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○	○	○

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしの絆」を広げましょう

●認知症サポーター養成

認知症に関する市民の理解普及を促すため、キャラバンメイト連絡会と連携し、サポーター養成のための研修、普及事業、講演会などを開催し、幅広い世代のサポーターの養成に努めます。また、地域包括支援センター、関係機関などと連携しながら、地域における認知症に対する支援体制を整備します。

【市：介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○	○	○

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしのまち」をつくりましょう

●「ふれあいサロン」の実施

地域の高齢者、障がい者の孤立化を防止するため、気軽に交流しふれあう場として、町内会館や個人の住宅等を活用して、地域の人達で運営する「ふれあいサロン」作りをコーディネートし、地域住民同士の交流の機会の充実を図ります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		○

～地域懇談会・アンケートの意見から～

自助の具体例＝自分自身でできること＝

- ・ 隣近所とのふれあいを増やす
- ・ 高齢者、障がい者が自ら地域福祉の支援者となる

共助の具体例＝地域でできること＝

- ・ 独居老人や閉じこもりの問題について、民生委員と協力してあたる
- ・ 町内会にて一声運動などを実施する
- ・ 町内会行事を魅力あるものにして参加者を増やし、人とのつながりをつくる
- ・ 地域で気軽に誰でも集える場(サロンなど)をつくり、人間関係づくりをする
- ・ 地域独自の会報などを作成し、地域理解に活用する

施策の方向 (2) 社会福祉団体などのネットワークづくり

〔事業内容1〕

⑦ 社会福祉団体などのネットワークづくりの推進

地域でのさまざまな課題や虐待ケースに迅速・効果的・効率的に対処するために、町内会、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などの団体やその他関係機関の連携を図り、ネットワークづくりを推進します。

〔具体的取り組み〕

◆地域福祉の中心的な役割を果たす推進役として、各種福祉団体間の相互連絡、事業調整など、コーディネート機能の充実を図ります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎	○	○

◆年々増加傾向にある児童虐待、高齢者や障がい者虐待の早期予防・早期発見及び円滑な支援を行うために、地域、関係機関、関係団体と連携し、ネットワーク体制の充実とともに、相談体制の充実を図ります。

【市：子育て支援課・介護福祉課・社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○	○	○

～地域懇談会・アンケートの意見から～

共助の具体例＝地域でできること＝

- ・ 町内会と民生委員の連携を深めるために、個人情報の取り扱いについて、行政も交えながら十分に協議する
- ・ 町内会、学校、警察の迅速な情報伝達のネットワークづくりを進める
- ・ 町内会を中心とした身近な行政づくりを進め、関係機関との連携を強化する

基本目標 3 必要なサービスを利用できるしくみづくり

高齢者、障がい者、子育て中の家族が、必要なサービスを利用できるように相談体制の強化や情報提供の充実を図ります。

また、人権などに配慮した利用者本位のサービス提供の仕組みや、地域に合ったサービスを創出するため、市民、福祉サービス事業者、行政の協働の取り組みを進めます。

施策の方向 (1) 情報の提供

〔事業内容 1〕

⑧ 情報提供の促進・充実

市民が必要な時に福祉、保健、医療、地域生活に関する情報などが容易に入手できるように、広報紙やガイドブックなど、多様な媒体を活用して情報提供を積極的に進めます。

〔具体的取り組み〕

◆介護サービスを必要とする高齢者に対し、適切にサービス事業者を選択できるように、ホームページやパンフレットなどにより、わかりやすい情報を積極的に提供します。 【市：介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆公共的施設において電光表示や音声放送などの適切な整備をするとともに、ガイドブックやホームページについては、障がいの特性に配慮しながら作成・更新するなど、わかりやすい情報の提供に努めます。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆幅広い世代や障がいのある方へも配慮した学習情報の収集・提供に努めるとともに、施設間情報ネットワークの整備、ホームページ上の情報の充実を図ります。

【市：生涯学習推進課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしのまち」をつくりましょう

●地域福祉一覧表の作成

どのような情報がどこにあるかがわかる、家庭用の地域福祉ネットワーク一覧表の作成をします。

実施主体	市	社協	事業者	市民
	○	◎		

～地域懇談会・アンケートの意見から～

共助の具体例 = 地域でできること =

- ・地域包括支援センターと行政の連携をさらに強化し、市民向けの情報を発信していく

施策の方向 (2) 相談体制の充実

〔事業内容1〕

◎ 相談体制の充実

高齢者や障がい者をはじめ子どもを持つ親など、すべての市民があらゆる問題について気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

〔具体的取り組み〕

◆市民が抱える多様な問題について、適切に対応できるよう市民相談所の相談機能の充実を図ります。また、福祉の職場で働く担い手の求人・求職の紹介と支援を行う福祉人材バンク事業の充実を図ります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		

◆高齢者やその家族が抱える心配事や悩み事の相談に、専任の相談員が適切な助言・指導を行うお年寄り相談専用電話を継続します。

【市：介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			

◆障がい者の多様なニーズに適切に対応できるよう本庁舎内に専任の手話通訳員を配置するなど、相談窓口の整備・充実を図るとともに、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携により、身近なところで気軽に相談ができる体制づくりに努めます。また、地域自立支援協議会において、適切な相談支援や関係機関との連携体制の充実について検討をします。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆子どもや子育てに関する不安や悩みを抱えている親、子どもの発達に心配のある親の悩みに、保健師による相談、さらに各保育園やとまこまい子育て支援センターにおいて、年間を通して育児相談を行います。

【市：子育て支援課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			

～地域懇談会・アンケートの意見から～

共助の具体例＝地域でできること＝

・地域包括支援センターの現行三職種(ケアマネジャー・社会福祉士・保健師)だけでは対応が不十分なため、職員の増員や町内会などの協力が必要である

施策の方向 (3) サービス利用者の支援

〔事業内容1〕

⑩ サービス利用者の支援

サービスが必要な利用者が適切な支援やサービスをスムーズに受けられるよう支援するとともに、的確な対応ができる体制を確立します。

〔具体的取り組み〕

◆障がい者や認知症高齢者の生活、権利、財産を守り、地域で安心して日常生活を送るため、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用に向けた支援体制の充実を図ります。 【市：社会福祉課・介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		

◆福祉サービスに関する不満や苦情に対して、利用者の立場や特性に配慮して迅速な原因の究明や再発防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化して適切に対応できるよう努めます。 【市：社会福祉課・介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○	○	

施策の方向 (4) 福祉サービスの質の向上

〔事業内容1〕

⑪ サービス提供の質の向上

利用者に適正なサービスを提供するため、また、利用者が適切にサービスを選択できるように、職員の資質向上に努め、事業者のサービスの質の向上を図ります。

〔具体的取り組み〕

◆地域のケアマネジャーに対し個別の相談窓口を設置し、支援困難事例などに対する指導助言や相談へ対応を行うほか、学習会を開催し事例検討会や研修などを行い、包括的・継続的マネジメントの支援をします。

【市：介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○	○	

◆障がい者の相談支援事業所が利用者の視点に立って適正な事業運営がされているか、地域自立支援協議会による専門的かつ客観的な立場からの評価を実施します。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	

◆サービス事業従事者の資質向上に向けて、定期的に自己評価を行うとともに、研修などの機会の確保に努めます。さらに、第三者評価を導入し、サービスの質の向上に努め、地域包括支援センターなどとの連携を強化してまいります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎	○	

基本目標 4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

地域で暮らす誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設など建物の構造上の障壁、偏見などの意識上の障壁、その他日常生活又は社会生活におけるさまざまな障壁を取り除き（＝バリアフリー）、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

特に、災害時の要援護者の支援施策については重点施策として取り組みます。

施策の方向 (1) 安全で安心なまちづくりの推進

〔事業内容1〕

⑫ 地域防災力の向上

災害時に市民の安全確認や避難誘導など速やかに対応するため、市民の協力を得て各種の訓練や出前講座などを通して、防災知識の普及を図ります。

〔具体的取り組み〕

◆町内会、地域の事業所の自主防災組織などを単位とする訓練を警察、消防機関などの協力のもとに実施するとともに、市民が災害時に的確な判断・行動ができるよう町内会及び自主防災組織を通じ、広報紙、防災マップ、ビデオなどを利用して啓発を実施します。 【市：危機管理室】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

〔事業内容2〕

⑬ 交通安全対策

子どもや高齢者をはじめ、すべての市民を交通事故から守るため、地域の実情に即した交通安全教育を行い、交通事故防止を推進するとともに、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

〔具体的取り組み〕

◆地域ぐるみで参加・体験・実践型の交通安全啓発事業を実施します。
 また、子どもの通学などでの安全を守るために、保育園・幼稚園・小学校や町内会に出向き交通安全教室を開催するとともに、交通安全指導や交通安全施設の整備を行います。 【市：安全安心生活課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

〔事業内容3〕

⑭ 防犯活動の促進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、関係機関・団体と連携し防犯啓発事業を推進するとともに、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

〔具体的取り組み〕

◆「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール、出前講座を実施します。 【市：安全安心生活課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

◆子どもを犯罪などの被害から守るため、PTA などのボランティア、関係機関・団体と連携したパトロール活動や「こども SOS の家」などの防犯ボランティア活動を推進します。また、街頭啓発活動や広報紙などによる情報の提供、関係機関・団体との情報交換を実施します。

【市：指導室・青少年課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

重点施策

施策の方向 (2) 災害時の支援

〔事業内容1〕

⑮ 要援護者の災害時避難支援

災害時に、高齢者、障がい者などの要援護者の避難支援を速やかに行うことのできる体制を構築します。

〔具体的取り組み〕

◆災害時要援護者が自らを守るために、必要な支援を意思表示できるようマニュアル化を進めます。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

◆災害時要援護者の状況を日常的に把握しておくため、地域住民や民生委員などと連携して要援護者を把握し、要援護者台帳を作成し安全確保に努めます。

【市：危機管理室】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎	○		○

◆災害時にボランティアが円滑に活動できるように、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの協力のもとに支援体制の整備に努めます。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎	○	○

※災害時要援護者避難支援については、資料編 8 地域の防災活動（88ページ）をご参照ください。

施策の方向 (3) 自立生活の支援

〔事業内容1〕

⑩ 生活支援

地域で自立して安心して暮らせるよう支援する体制を整備します。

〔具体的取り組み〕

◆高齢者の社会参加を促進するため、路線バス乗車のため的高齢者優待乗車証事業を継続します。 【市：介護福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			

◆障がい者の雇用の促進と安定を図るため、市民、事業者へのPR活動を行うとともに、国、道などの関係機関と連携を図り、職業相談・指導・求人情報の提供に努めます。また、授産施設などの利用促進を図り、福祉的就労機会の提供や生産活動の支援を行います。 【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	

◆ひとり暮らしや高齢者世帯の安否確認を兼ねて、日曜日を除く毎日夕食を宅配することにより、健康と福祉の増進を図ります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎	○	

◆歳末たすけあい運動の実施、経済的支援の必要な世帯への支援を目的とした生活福祉資金貸付制度の充実を図ります。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎		

〔事業内容2〕

⑪ 高齢者・障がい者の安否確認

高齢者や障がい者などひとり暮らしの方の安否確認に努めることにより、安心して暮らせる生活環境を整備します。

〔具体的取り組み〕

◆日頃のごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障がい者などを対象に、声かけを行いながら個別に訪問しごみ収集を行う「ふれあい収集」の実施を継続します。

【市：清掃事業課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			

◆急病や災害の緊急時の対応が困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者などを対象に、緊急ボタンを備えた通信機器を設置し、生活の安全を確保します。また、閉じこもりや病弱で日常の安否が気遣われるひとり暮らしの高齢者の方に、定期的に相談員が電話をかける「ふれあいコール」を継続します。

【市：介護福祉課・社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			

◆市内の乳酸飲料販売会社の協力を得て、見守りを必要とするひとり暮らしの高齢者に乳酸飲料を配布しながら声をかける「愛の一声運動」を継続します。

実施主体	市	社協	事業者	市民
		◎	○	

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしのまち」をつくりましょう～

●障がい者の就労支援

障がい者就労支援施設の製品の販路拡大と、障がい者就労の普及啓発を促進します。

【市：社会福祉課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	

施策の方向 （４）バリアフリーの推進

〔事業内容１〕

⑩ バリアフリーの推進

高齢者や障がい者など誰もが安全・安心で快適に生活できるよう※「苫小牧市福祉のまちづくり条例」に基づく推進計画により、市営住宅をはじめ公共的施設などのバリアフリー化を推進します。

〔具体的取り組み〕

◆市営住宅の建設に当たっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めるとともに車いす利用者に対応した住宅の供給に努めます。

【市：住宅計画課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

◆人にやさしいまちづくりを目標に、点字ブロックの設置や音響式誘導信号機の設置要請、通行に支障となる段差や勾配の解消など、安心・安全に配慮した道路整備、歩道のバリアフリー化、除雪体制の充実などを引き続き継続して推進します。 【市：安全安心生活課・道路河川課・道路維持課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

◆公共的施設のバリアフリー化を促進するため、「苫小牧市福祉のまちづくり条例」の施設整備基準への適合拡大に努めます。また、乳幼児を抱えた母親が安心して外出できるよう授乳やオムツ換えを行える「赤ちゃんの駅」を開設してまいります。 【市：社会福祉課・子育て支援課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎		○	○

※「苫小牧市福祉のまちづくり条例」については、資料編 89 ページをご参照ください。

みんなでふくし大作戦！

～「ふくしのまち」をつくりましょう～

●みんなにやさしい公園づくり

改修予定の公園について、近隣住民などの意見を積極的に取り入れ、高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民にやさしい公園づくりを実施します。

【市：緑地公園課】

実施主体	市	社協	事業者	市民
	◎			○

第5章 計画の推進

- 1 市民、事業者、社会福祉協議会、
市の役割
- 2 計画の進行管理と検証体制

1 市民、事業者、社会福祉協議会、市の役割

市民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心していきいきと暮らせるよう市民、事業者、社会福祉協議会そして行政がそれぞれの担う役割を踏まえ、互いに連携し協働しながら、地域社会全体で本計画の理念である「支えあい、助けあいながら共に暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

そのためには、それぞれの実施主体に以下のような役割が求められています。

(1) 市民の役割（自助）

市民には、地域福祉の担い手になることが期待されています。市民一人ひとりが自分でできることは自分でという意識を持つとともに、地域社会の一員として福祉に対する意識を高め、個人が持っている知識や技術を活かし、町内会やボランティアなどの地域活動に積極的に参加することが求められています。

(2) 事業者の役割（共助）

事業者には、利用者本位の質の高い福祉サービスを提供することが期待されています。

利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者の保護、事業内容やサービス内容の情報提供および公開など、市民がサービスを利用しやすい環境づくりと多様化する福祉ニーズに対応したサービスの創出が求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割（共助）

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。本計画の推進においても、苫小牧市社会福祉協議会の担う役割は大きく、地域福祉の中心的な推進役として期待されています。

市民のボランティア活動への参加促進や支援をはじめ、町内会や各種福祉団体間のネットワークづくりなど、地域福祉活動推進のコーディネーターとしての役割が求められています。

(4) 市の役割（公助）

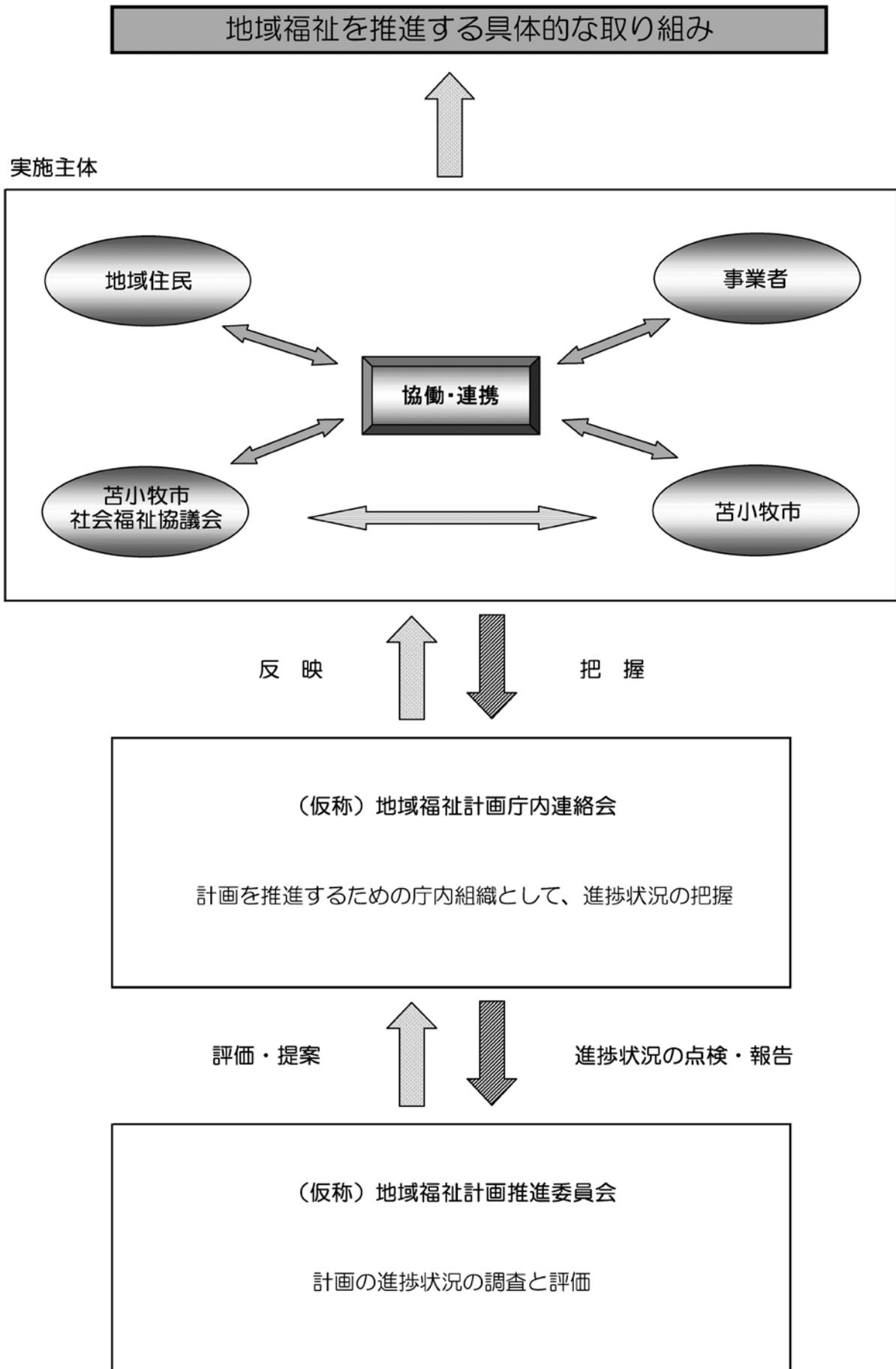
苫小牧市は、地域福祉の充実に向け、市民、事業者、社会福祉協議会等との協働で、福祉施策を総合的に推進していきます。

地域住民や関係団体等の自主的な地域福祉活動の促進のために、地域の実態や市民ニーズの把握に努め、福祉に関する相談体制や情報提供の充実を図ります。

2 計画の進行管理と検証体制

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため「地域福祉計画庁内連絡会」（仮称）を設置し、関係部局と連携しながら、定期的な調査を実施し、計画の進捗状況を把握します。また「苫小牧市地域福祉計画推進委員会」（仮称）を設置し、本計画の進捗状況の評価と見直し等を行っていきます。（体制図参照）

〔計画の進行管理・推進体制図〕



資料編

- 1 苫小牧市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 苫小牧市地域福祉計画策定委員名簿
- 3 苫小牧市地域福祉計画策定の経過
- 4 苫小牧市地域福祉計画策定会議設置要綱
- 5 苫小牧市地域福祉計画のアンケート結果
- 6 地域福祉計画策定のための地域懇談会の概要
- 7 みんなでふくし大作戦！の概要
- 8 地域の防災活動
- 9 苫小牧市福祉のまちづくり条例のあらまし

1 苫小牧市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 苫小牧市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として苫小牧市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苫小牧市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域福祉計画に係る調査研究に関すること
- （2）地域福祉計画の策定に関すること
- （3）その他地域福祉計画に関し必要な事項

（構成）

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学職経験者
- （2）福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- （3）苫小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- （4）公募により選考された者

（任期）

第3条 委員の任期は、地域福祉計画の策定を完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 策定委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

2 苫小牧市地域福祉計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
福祉関係団体	中田英輝	苫小牧地域精神障害者支援事業協議会会長
	西田清吾	苫小牧身体障害者福祉連合会会長
	大沢貢	特別養護老人ホームアポロ園園長
	池崎一士	苫小牧市西包括支援センター管理者
	宇佐記幸	すえひろ保育園園長
	水口哲二	苫小牧市ボランティア連絡協議会副会長
	田原雄平	苫小牧市民生委員児童委員協議会副会長
その他市民団体	江川豊	苫小牧市町内会連合会理事
	神野修	苫小牧市老人クラブ連合会会長
	矢部大観	苫小牧青年会議所副理事長
社会福祉協議会	松島茂夫	苫小牧市社会福祉協議会総務課長
学識経験者	◎森岡永吾	社会福祉法人ビバランド理事長
	○金内花枝	苫小牧駒澤大学准教授
市民公募者	久世壇	
	小林智恵子	

◎ 委員長 ○副委員長

3 苫小牧市地域福祉計画策定の経過

月 日	項 目	内 容
平成21年		
8月 1日	苫小牧市地域福祉計画策定会議の設置 苫小牧市地域福祉計画策定委員会の設置	
8月11日	苫小牧市地域福祉計画策定委員の団体等への推薦依頼	
9月 1日	苫小牧市地域福祉計画策定委員の一般公募	
9月24日	苫小牧市地域福祉計画策定委員会の委員決定	(委員15名 うち一般公募2名)
11月16日	第1回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・委嘱状交付 ・委員紹介 ・正副議長選出 ・検討事項(苫小牧市地域福祉計画策定委員会の役割、日程)
11月20日	地域福祉計画に関するアンケート実施	(11月20日～12月7日)
11月25日	第1回苫小牧市地域福祉計画策定会議開催	・苫小牧市地域福祉計画策定会議設置要綱について ・苫小牧市地域福祉計画策定スケジュールについて ・苫小牧市地域福祉計画策定に掛かる事業抽出依頼について
平成22年		
2月 5日	第2回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・苫小牧市地域福祉計画のアンケート調査結果の報告について ・苫小牧市地域福祉計画の基本的な考え方について
3月24日	第3回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・苫小牧市地域福祉計画の基本的な考え方について ・苫小牧市地域福祉計画の施策の体系について
5月26日	地域福祉計画策定のための地域懇談会出席者の推薦依頼	(～7月5日)
6月15日	第2回苫小牧市地域福祉計画策定会議開催	・苫小牧市地域福祉計画の施策の体系について
6月22日	第4回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・苫小牧市地域福祉計画の基本的な考え方について ・苫小牧市地域福祉計画の施策の体系について
7月20日	地域福祉計画策定のための懇談会「らぐ」の事前説明会開催	・地域懇談会の実施内容についての説明
7月28日	苫小牧市地域福祉計画策定のための地域懇談会開催	・地域活動における課題と解決に向けた方策について
8月31日	第3回苫小牧市地域福祉計画策定会議開催	・苫小牧市地域福祉計画の施策の素案について
9月16日	第5回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・地域懇談会の結果について ・苫小牧市地域福祉計画の施策の素案について
11月19日	第6回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・苫小牧市地域福祉計画の素案について
平成23年		
1月6日～ 2月4日	苫小牧市地域福祉計画(素案)パブリックコメント実施	
2月16日	第7回苫小牧市地域福祉計画策定委員会開催	・素案に対するパブリックコメントの結果について ・苫小牧市地域福祉計画の素案の決定について
2月22日	パブリックコメント結果の公表	
3月17日	議会への報告	・苫小牧市地域福祉計画(成案)の提出

4 苫小牧市地域福祉計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉計画を策定するに際し、庁内に苫小牧市地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 地域福祉計画の素案の作成に関する事項
- (2) 地域福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (3) その他地域福祉計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

2 議長は保健福祉部長を、副議長は保健福祉部次長をもって充てる。

3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

(会議)

第3条 策定会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第4条 策定会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

別紙 1 (第3条関係)

市民生活部	危機管理室主幹、市民生活課長
保健福祉部	介護福祉課長、社会福祉課長、子育て支援課長、健康支援課長、心身障害者福祉センター館長
都市建設部	建築指導課長
学校教育部	総務企画課長、学校教育課長、指導室長
スポーツ生涯学習部	生涯学習推進課長、青少年課長

5 苫小牧市地域福祉計画のアンケート結果

I 調査の概要

1. 目的

すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、「地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉に対する市民の意識を把握することにより、具体的な計画策定のための基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査内容

- (1) 回答者の属性
- (2) 地域社会への関わりと考え方
- (3) 地域福祉に対する参加の仕方と考え方
- (4) 課題と解決方法ほか

3. 対象者

- ・18歳以上の市民（無作為抽出）2,000名

※抽出の基礎となる住民基本台帳データは、平成21年11月1日現在のものを使用

4. 実施方法

- ・調査票の配布、回収とも郵送方式

5. 実施機関

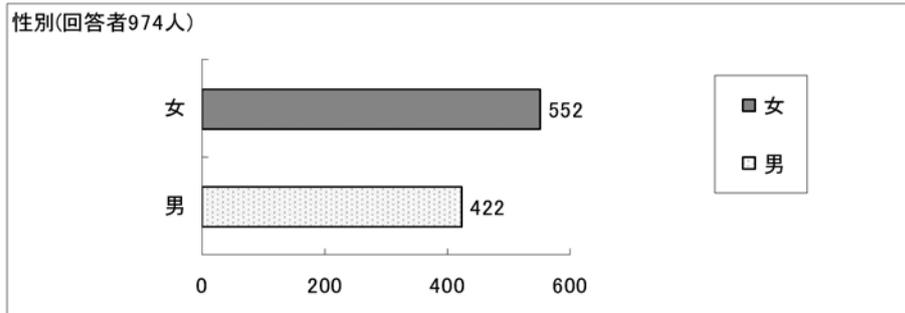
- ・平成21年11月18日から12月4日（受付期間）

Ⅱ 調査結果の概要

1 あなたご自身についての質問です。

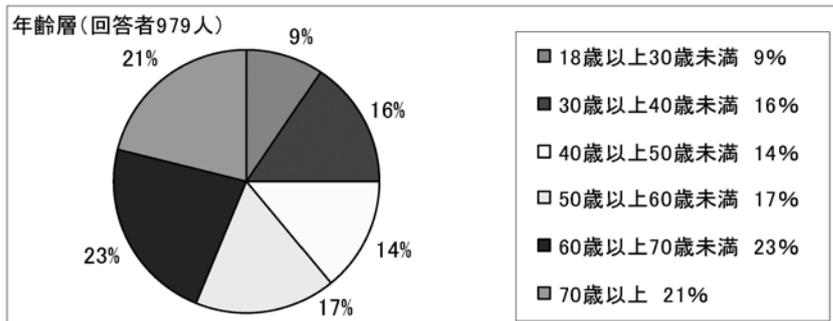
問1：あなたの性別をおしえてください。

性別について尋ねたところ、住民基本台帳の比率よりやや女性が多いという結果になっています。



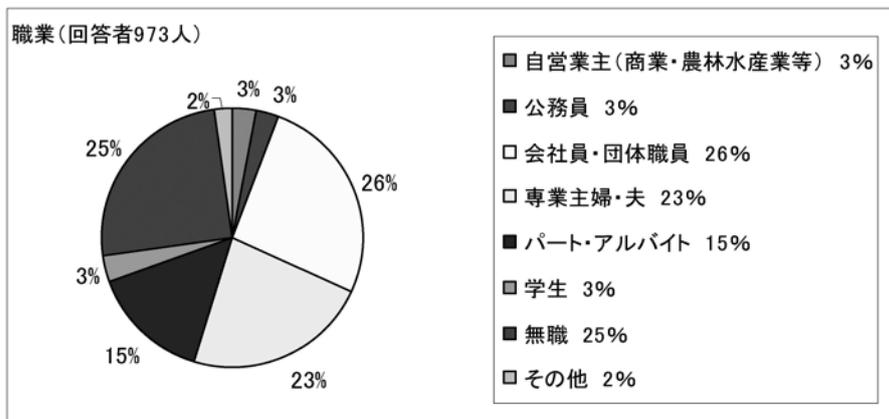
問2：あなたの年齢をおしえてください。

年齢層について尋ねたところ、「60歳以上70歳未満」が23%、ついで「70歳以上」が21%という結果になっており、60歳以上が半数近くを占めています。



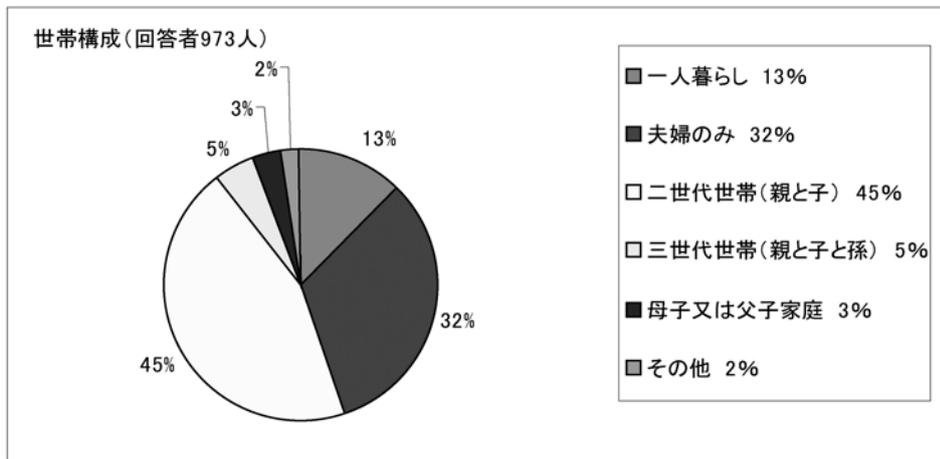
問3：あなたの職業をおしえてください。

職業について尋ねたところ、「会社員・団体職員」が26%、ついで「無職」が25%という結果になっています。



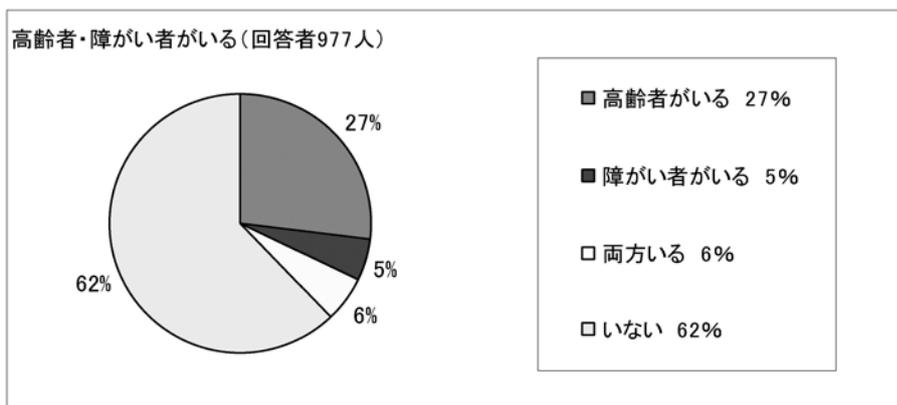
問4：あなたの世帯構成をおしえてください。

世帯構成について尋ねたところ、「二世帯世帯（親と子）」が45%、ついで「夫婦のみ」が32%という結果になっています。親と子の世帯が半数近くを占めています。



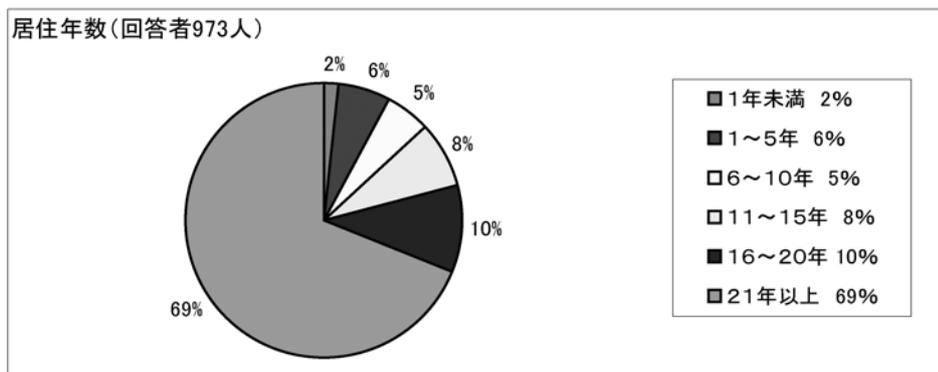
問5：あなたの世帯に高齢者（65歳以上の方）・障がい者の方はいらっしゃいますか。

「いない」が62%、ついで「高齢者がいる」が27%という結果になっています。



問6：あなたの苫小牧市での居住年数をおしえてください。

苫小牧での居住年数について尋ねたところ、「21年以上」が69%、ついで「16～20年」が10%という結果になっており、20年以上が約7割を占めています。

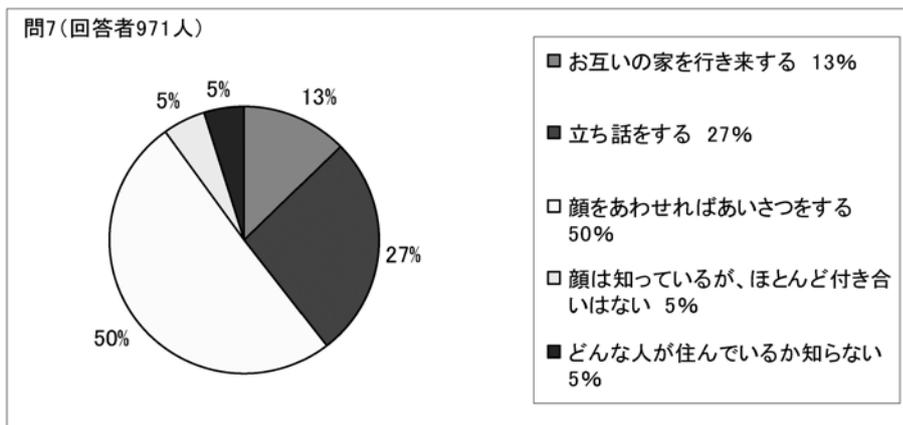


2 地域への関わりと地域活動に対する考え方についての質問です。

問7：あなたは、近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。

(1つ〇で囲んでください。)

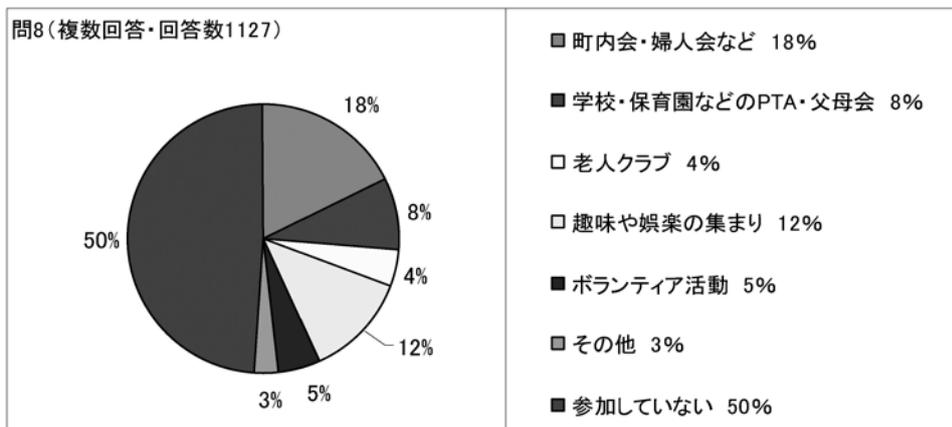
近所づきあいの頻度について尋ねたところ、「顔をあわせればあいさつをする」が50%、ついで「立ち話をする」が27%という結果になっており、近所づきあいは比較的浅いつきあいが多いものの、何らかのつきあいがある方が約9割を占めています。



問8：あなたは、いまどのような地域の活動に参加していますか。

(参加しているものすべてを〇で囲んでください。)

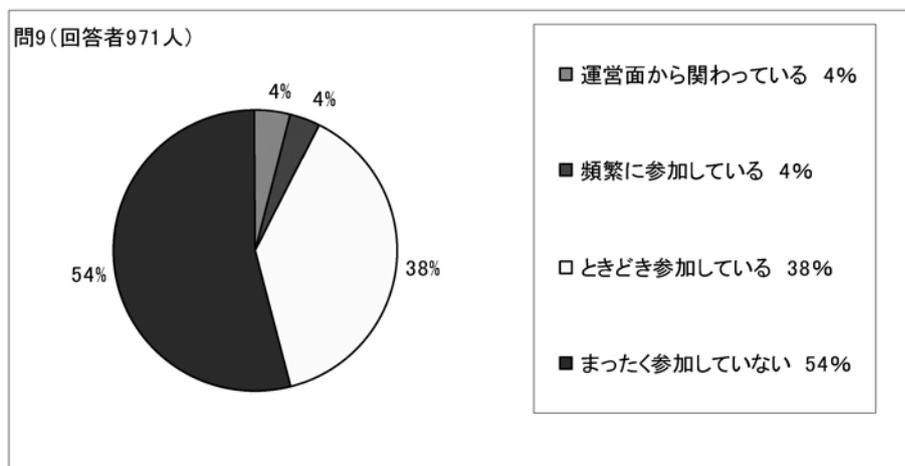
地域活動について尋ねたところ、「参加していない」が50%、参加している場合は「町内会・婦人会など」が18%と比較的多くなっています。



問9：あなたは、地域の活動や行事などにどの程度参加していますか。

(1つ〇で囲んでください。)

地域活動の参加状況について尋ねたところ、「まったく参加していない」が54%、ついで「ときどき参加している」が38%という結果になっています。

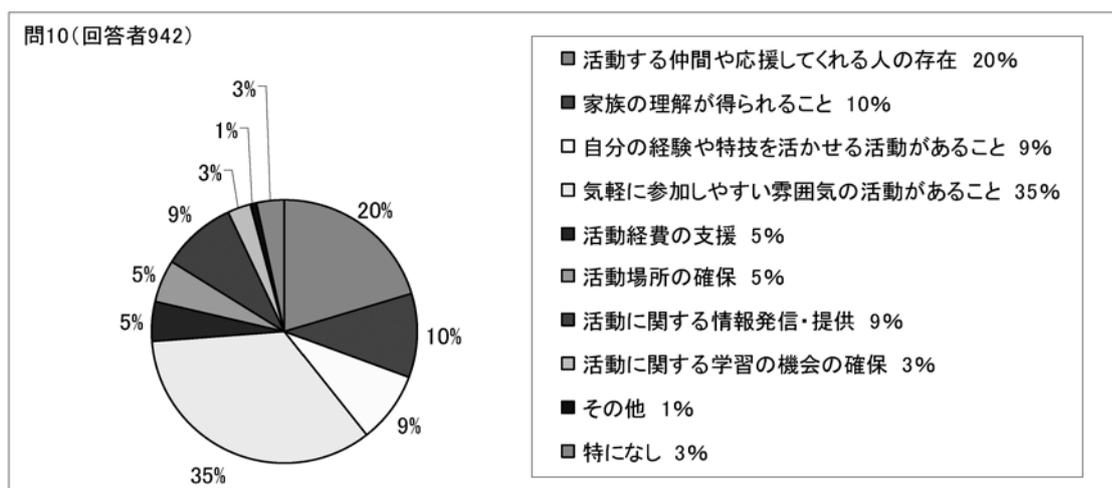


問10：(問9で「1 運営面から関わっている」、「2 頻繁に参加している」、「3 ときどき参加している」と答えた方への質問)

地域活動を活発にしていくために重要なことは何だとおもいますか。

(〇は3つまで)

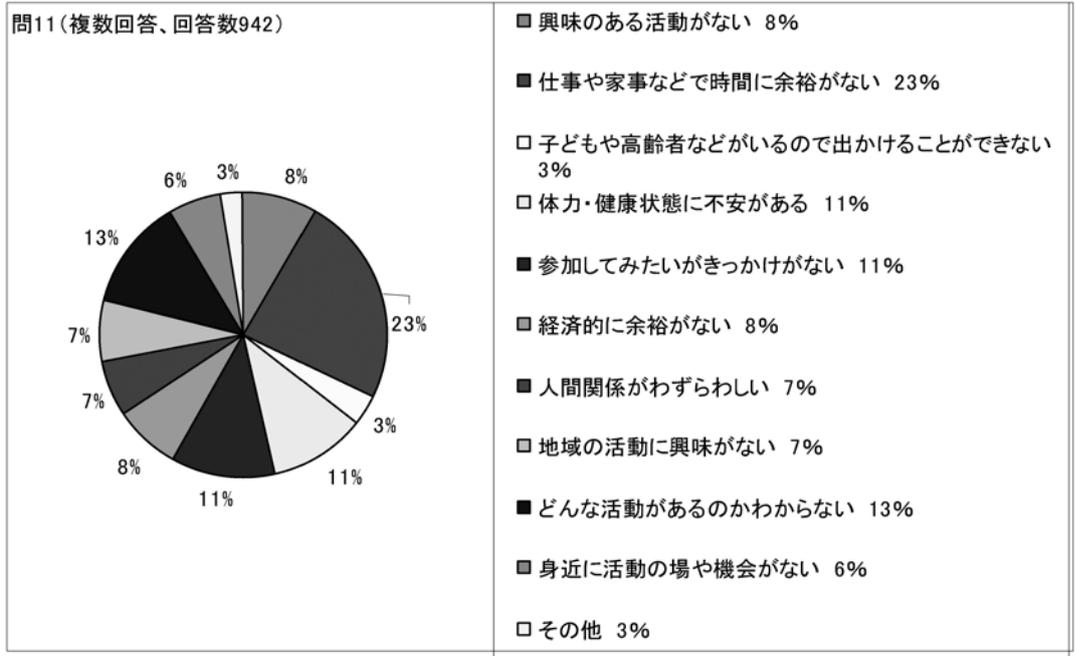
地域活動を活発にするために重要なことについて尋ねたところ、「気軽に参加しやすい雰囲気のあること」が35%、ついで「活動する仲間や応援してくれる人の存在」が20%という結果になっており、人のつながりが参加の動機となる傾向になっています。



問11：(問9で「4 まったく参加していない」と答えた方への質問)

あなたが参加していない理由は何ですか。(〇は3つまで)

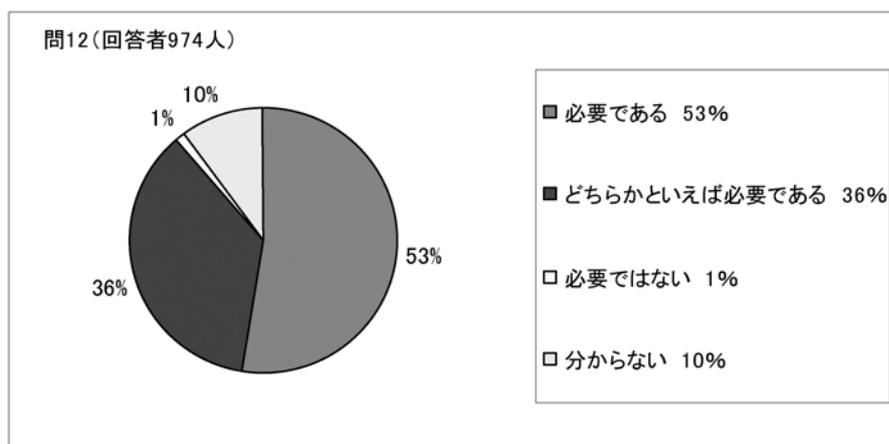
地域活動に参加していない理由について尋ねたところ、「仕事や家事などで時間に余裕がない」が23%、ついで「どんな活動があるのかわからない」が13%という結果になっており、参加しないことの傾向として ①時間・経済・健康の面で余裕がない(45%)、②興味のある活動やきっかけ、情報がない(38%)、③人間関係がわずらわしい、活動に興味がない(14%)と、大きく分けて3つの傾向をしめしています。



3 地域福祉に対する考え方と参加意向についての質問です。

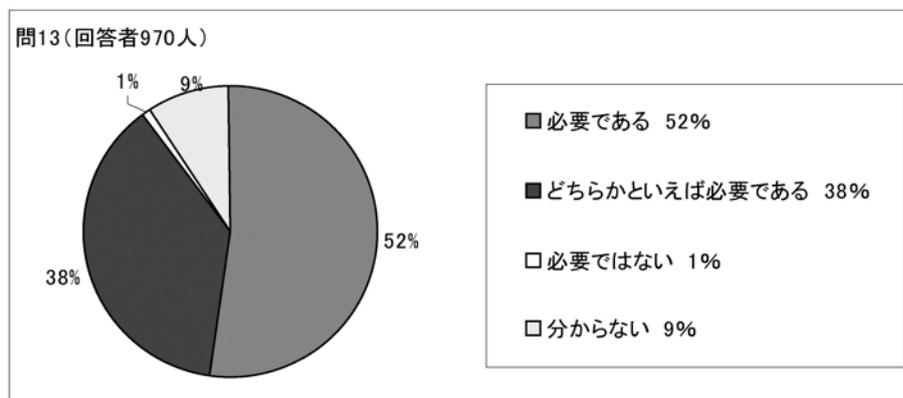
問12：あなたは、地域でのごみ収集や除草・除雪などの奉仕活動についてどう思いますか。
(1つ〇で囲んでください。)

奉仕活動に対する考え方について尋ねたところ、「必要である」が53%、ついで「どちらかといえば必要である」が36%という結果になっており、約9割が必要性感じているという結果となっています。



問13：あなたは、地域で起きている様々な福祉関係の課題（障がい者・高齢者の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的に支え合い、助け合うことが必要であると思いますか。(1つ〇で囲んでください。)

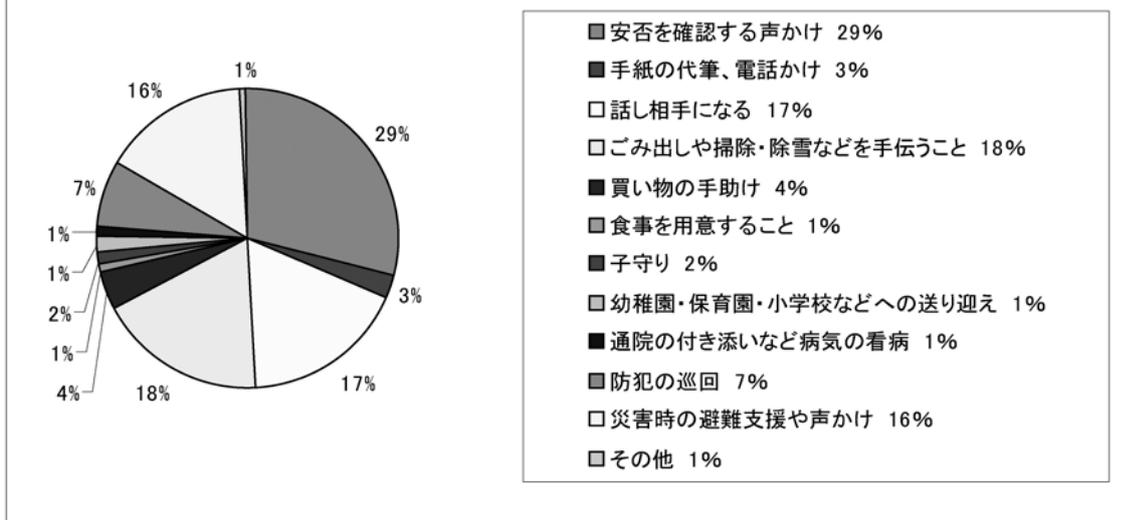
地域住民の支えあいに対する考え方について尋ねたところ、「必要である」が52%、ついで「どちらかといえば必要である」が38%という結果であり、約9割が必要性感じているという結果となっています。



問14：高齢者や障がい者・子どもなどがある近所の世帯に対して、あなた自身が支えたり助けることができると思うことは何ですか。(○は3つまで)

近所の世帯に対してできることについて尋ねたところ、「安否を確認する声かけ」が29%、ついで「ごみ出しや掃除・除雪などを手伝うこと」が18%という結果であり、手軽にできることが多くを占めています。また、「災害時の避難支援や声かけ」が16%、「防犯の巡回」が7%と、防犯・災害時に近所の世帯を支えたいと考えている回答が23%を占めています。

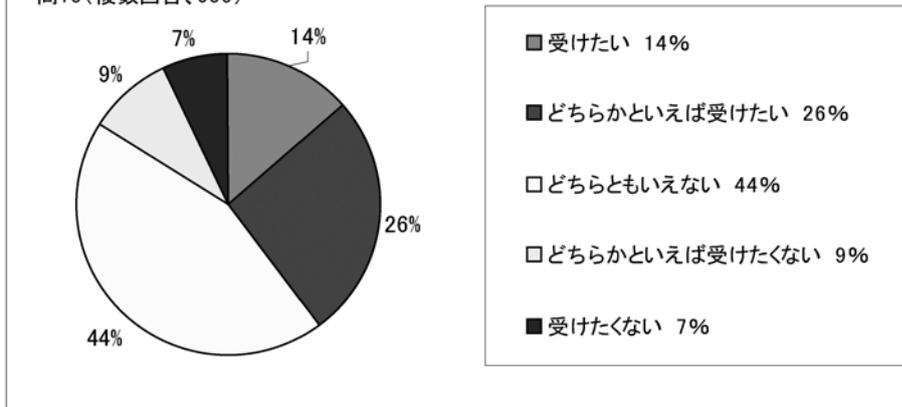
問14(複数回答、回答数1997)



問15：あなたは、問14の回答(1~12)に例示されているような地域住民による支援や手助けを受けたいと思いますか。(1つ○で囲んでください。)

地域住民からの支援の希望について尋ねたところ、「どちらともいえない」が44%、ついで「どちらかといえば受けたい」が26%という結果になっています。

問15(複数回答、955)

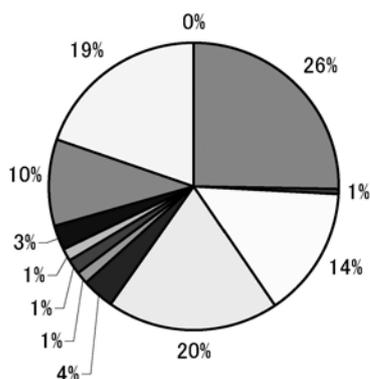


問16：(問15で「1 受けたい」・「2 どちらかと言えば受けたい」と答えた方への質問)

あなたが受けたいと思う支援や協力は何か。(〇は3つまで)

地域住民から受けたい支援について尋ねたところ、「安否を確認する声かけ」が26%、ついで「ごみ出しや掃除・除雪などを手伝うこと」が20%という結果であります。また、「災害時の避難支援や声かけ」が19%、「防犯の巡回」が10%と、防犯・災害に対する対策の必要性を感じる回答が29%を占めています。

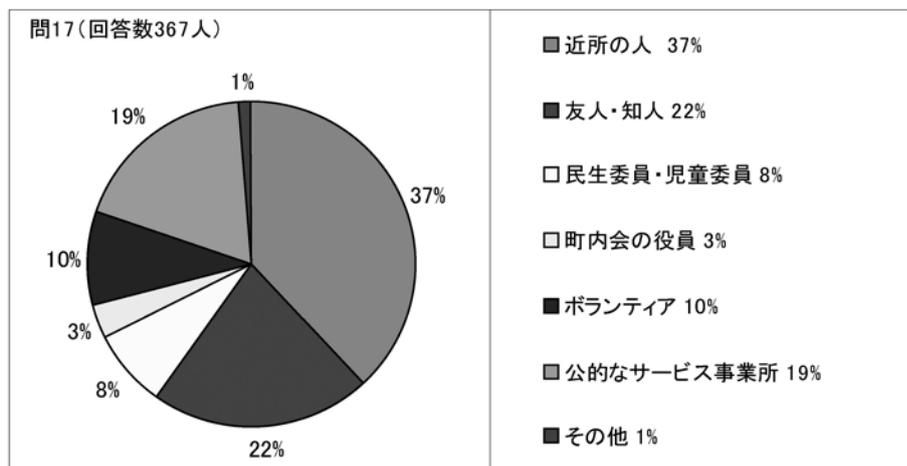
問16(複数回答、回答数883)



- 安否を確認する声かけ 26%
- 手紙の代筆、電話かけ 1%
- 話し相手になる 14%
- ごみ出しや掃除・除雪などを手伝うこと 20%
- 買い物の手助け 4%
- 食事を用意すること 1%
- 子守り 1%
- 幼稚園・保育園・小学校などへの送り迎え 1%
- 通院の付き添いなど病気の看病 3%
- 防犯の巡回 10%
- 災害時の避難支援や声かけ 19%
- その他 0%

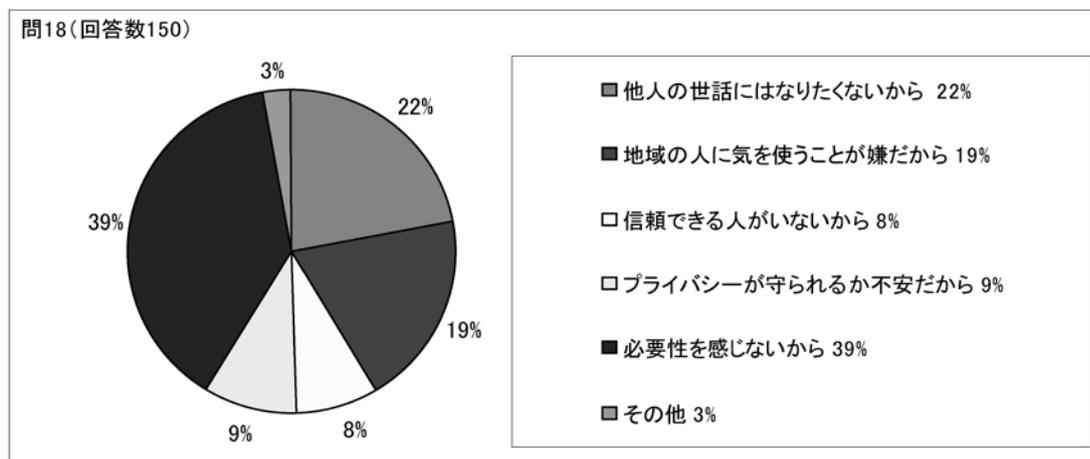
問17：(問15で「1 受けない」・「2 どちらかと言えば受けない」と答えた方への質問)
 それらの支援や協力を主に誰にしてほしいと思いますか。
 (1つ〇で囲んでください。)

受けない支援の相手について尋ねたところ、「近所の人」が37%、ついで「友人・知人」
 が22%という結果になっており、約6割が身近な人を選択しています。



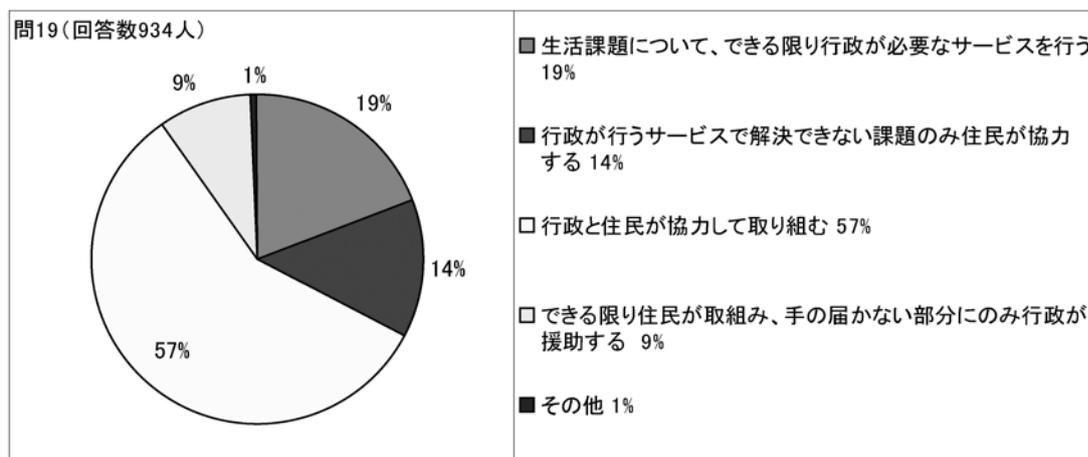
問18：(問15で「4 どちらかと言えば受けたくない」・「5 受けたくない」と答えた方への質問)
 あなたが受けたくない理由は何ですか。(1つ〇で囲んでください。)

支援を受けない理由について尋ねたところ、「必要性を感じないから」が39%、ついで
 「他人の世話にはなりたくないから」が22%という結果になっています。



問19：地域における福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係は、どのようなものが望ましいと思いますか。（1つ〇で囲んでください。）

行政と地域住民との望ましい関係について尋ねたところ、「行政と住民が協力して取り組む」が57%、ついで「生活課題について、できる限り行政が必要なサービスを行う」が19%という結果になっており、行政との関わりを必要とする回答が約9割を占めています。

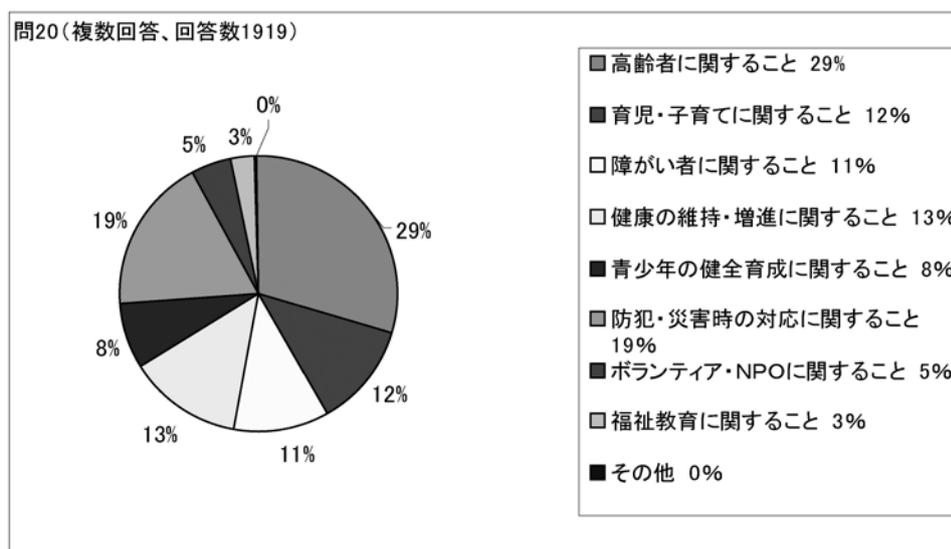


4 生活課題とその解決方法などについての質問です。

問20：あなたは、福祉の分野で、どのような関心がありますか。（〇は3つまで）

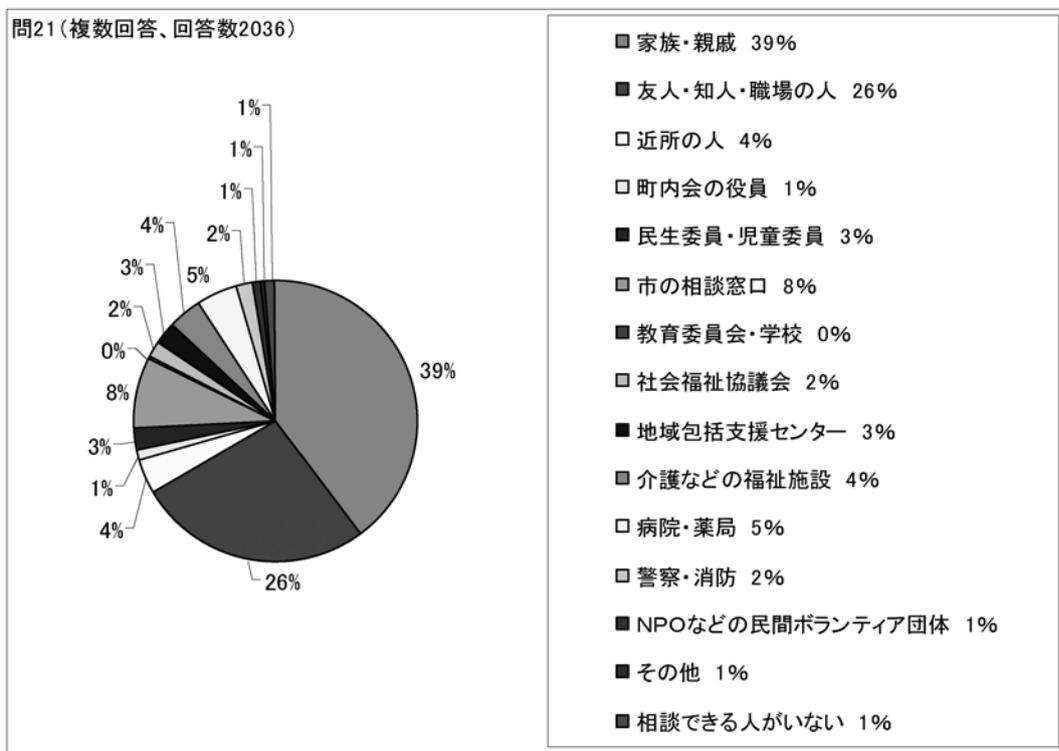
1から8を〇で囲んだ場合には、差し支えなければ具体的な内容をお書きください。

関心のある福祉の分野について尋ねたところ、「高齢者に関すること」が29%、ついで「防犯・災害時の対応に関すること」が19%という結果になっています。



問21：悩みや不安を感じたとき、誰に相談したいと思いますか。(〇は3つまで)

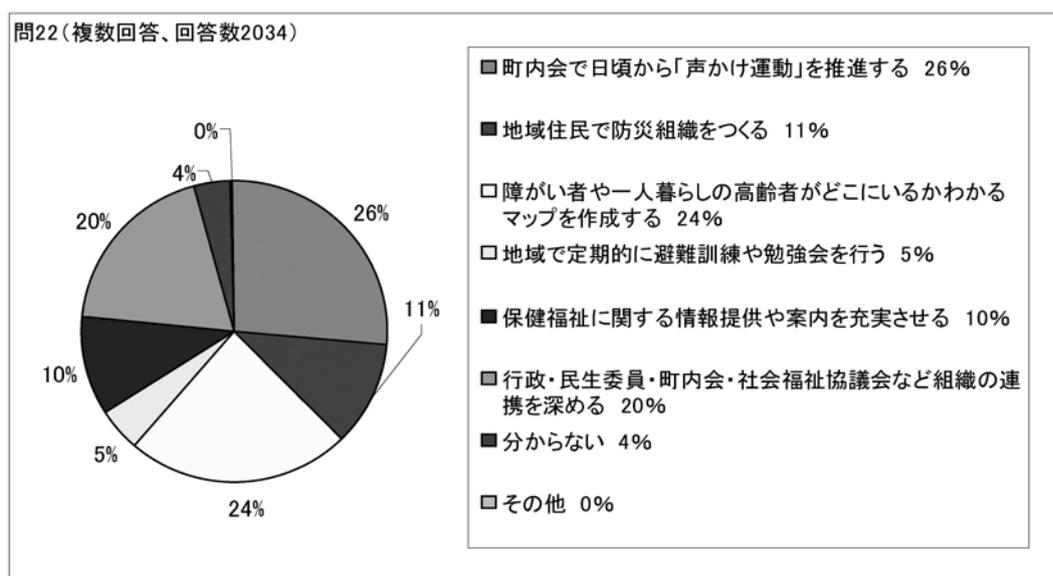
相談したい相手について尋ねたところ、「家族・親戚」が39%、ついで「友人・知人・職場の人」が27%という結果になっており、約6割が身近な人を選択しています。



問22：災害時や緊急時において、障がい者や一人暮らしの高齢者に対して避難や安否確認などの支援を行うためには、どのような体制をつくるのがよいと思いますか。

(○は3つまで)

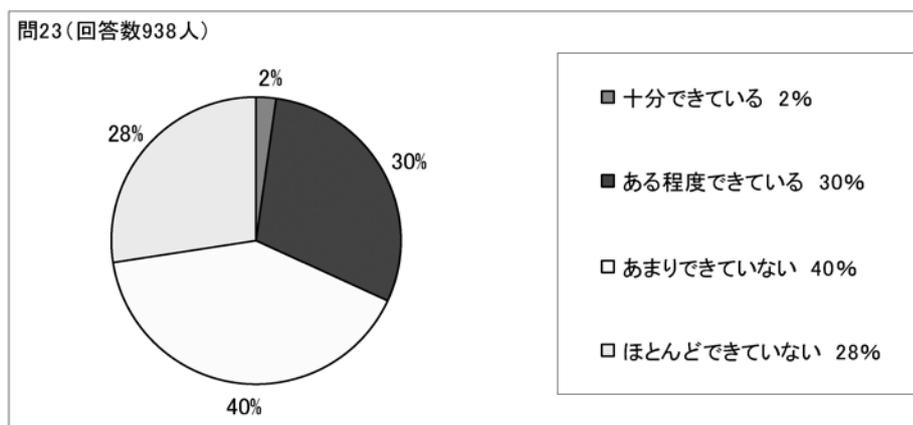
災害時における望ましい体制について尋ねたところ、「町内会で日頃から「声かけ運動」を推進する」が26%、ついで「障がい者や一人暮らしの高齢者がどこにいるかわかるマップを作成する」が24%、「行政・民生委員・町内会・社会福祉協議会など組織の連携を深める」が20%という結果になっています。



問23：福祉のサービスや施設などについて必要な情報は、入手できていますか。

(1つ○で囲んでください。)

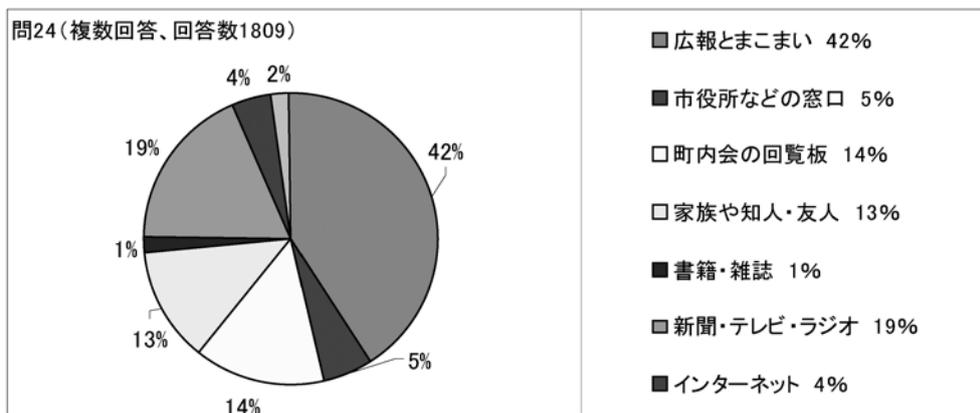
福祉に関する情報の入手状況について尋ねたところ、「あまりできていない」が40%、ついで「ほとんどできていない」が28%であり、約7割が不足を感じている結果となっています。



問24：福祉に関する情報を、どのような方法で得ていますか。具体的にお書きください。

(○は3つまで)

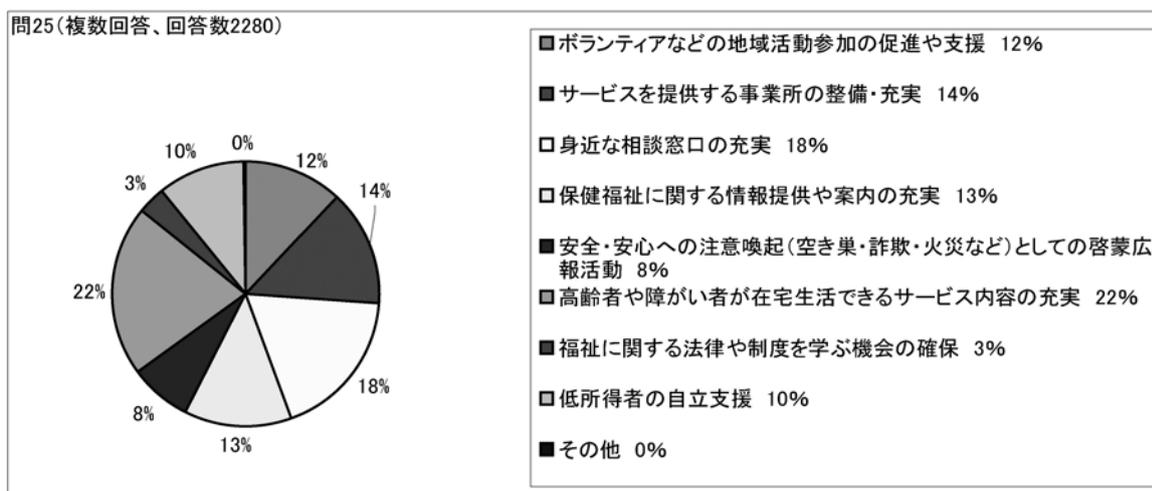
福祉に関する情報源について尋ねたところ、「広報とまこまい」が42%、ついで「新聞・テレビ・ラジオ」が19%であり、広報とまこまいが有効な手段であるという結果になっています。



5 福祉サービスについての質問です。

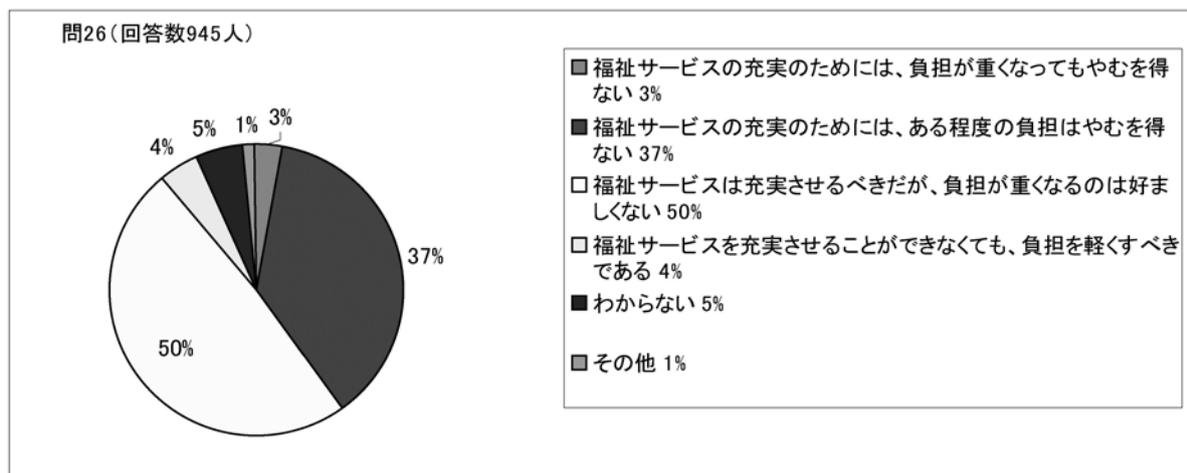
問25：福祉分野における地域住民の助け合いを活性化するために、今後、市が優先して行うべき施策は何だとおもいますか。(○は3つまで)

市が優先すべき施策について尋ねたところ、「高齢者や障がい者が在宅生活できるサービス内容の充実」が22%、ついで「身近な相談窓口の充実」が18%、「サービスを提供する事業所の整備・充実」が14%という結果になっています。



問26：福祉サービスを充実させることと、その財源となる税金や保険料などの負担について、あなたの考えに最も近いのはどれですか。（1つ○で囲んでください。）

福祉サービスの充実とその財源の負担について尋ねたところ、「福祉サービスは充実させるべきだが、負担が重くなるのは好ましくない」が50%、ついで「福祉サービスの充実のためには、ある程度の負担はやむを得ない」が37%という結果になっており、中福祉・中負担を望む意見が約9割を占めています。



6 地域福祉計画策定のための地域懇談会の概要

◆目的

この懇談会は苫小牧市地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉にかかる取り組みや今後の取り組むべき課題などを広く市民に意見を求め、計画に反映させることを目的として実施する。

◆構成

- ・ 懇談会は、31名で構成する。
- ・ 5班に分け、リーダー1名と班員5名で構成し、総括するコーディネーター1名を置く。

構成員は、次にある者から地域性を考慮して選出する。

- (1) 地域福祉計画策定委員会委員（リーダー・コーディネーター計6名）
- (2) 民生委員児童委員（5名）
- (3) 町内会役員（5名）
- (4) 各福祉事業所（5名）
- (5) ボランティア団体（5名）
- (6) 社会福祉協議会（5名）

◆実施年月日

平成22年7月28日(水) 13:00～16:00

◆実施場所

市役所9階 91・92・93会議室

◆実施内容

各グループごとにリーダーが進行役となり、アンケート調査結果（資料編5）からの課題と自身の地域活動における課題を提起していただき、地域福祉の現状や課題と解決策などを議論してまとめた後、全体の場で発表してもらい参加者全員で共有する。

◆討議テーマ

地域活動における課題と解決策に向けた方策

「みんなでふくし大作戦！」

目的

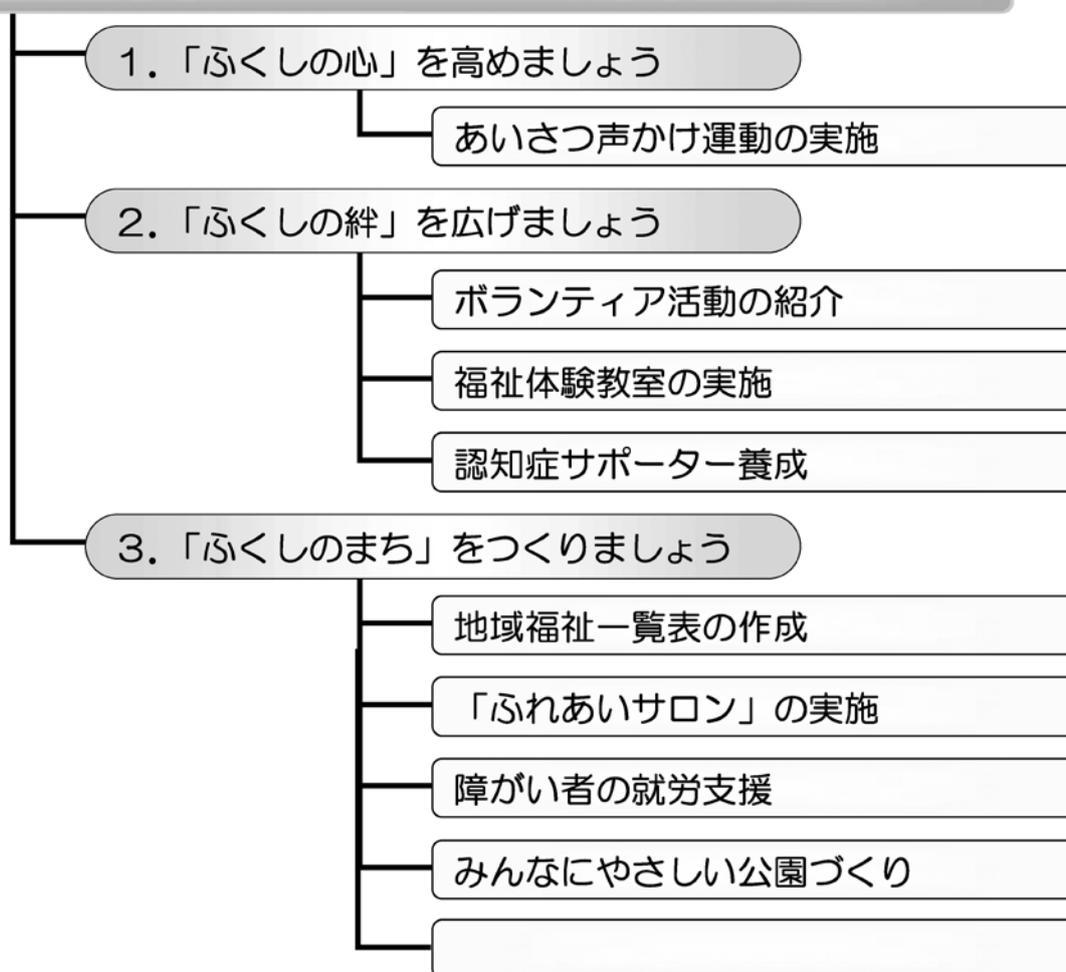
- ・ 少子高齢社会を背景として、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、認め合い、支え合う「ふくしの心」を育て、みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう。

事業実施の方向性

- ・ 現在策定中の地域福祉計画のスタートを飾る事業として、「みんなでふくし大作戦！」を位置づける。
- ・ 市民、社協等関係団体、市がそれぞれの役割を発揮できるよう、連携しながら、市民ぐるみ、または、地域独自の事業を継続して行う。

事業の実施内容

「みんなでふくし大作戦！」～ みんなのあたたかい心でまちをつつみましよう～





地域で防災活動に取り組みましょう！

～「自主防災組織」と「災害時要援護者避難支援」について～

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/> で危機管理室 **検索** **詳細** 危機管理室 ☎32-6280

● 大規模災害時には地域の人活躍！

阪神・淡路大震災や新潟中越地震のような大規模な災害が発生した場合、公共団体などの防災関係機関は全力で活動をしますが、災害の規模が大きくなればなるほど、すべての災害現場に向かうことは難しくなります。特に阪神・淡路大震災では6千人を超える尊い命が犠牲になりましたが、ガレキの下から救出された人は2万5千から3万5千人とも言われており、その救出で活躍したのは「地域の住民や事業所」の方々によるものです。この教訓から自主防災組織の重要性が見直され、各地で自主防災組織の育成を積極的に取り組むようになりました。

● 「自主防災組織」、「災害時要援護者避難支援」で自分たちの地域を守ろう！

大規模災害時の対策としては、防災関係機関の強化も重要ですが、町内会や自治会などが主体となり、隣近所の人々が助け合う仕組みの構築が必要になってきます。地域の防災拠点として地域の人々が連帯して、自分たちの住む地域を自分たちで守るという「自主防災組織」の結成や、安全な場所への避難を支援する「災害時要援護者避難支援」制度を活用することにより、被害を最小限にすることができます。

● 自主防災組織とは？

町内会や自治会と同じく地域単位で構成され、地域における防災活動を行う組織です。苫小牧市では現在52の組織があり、多くの自主防災組織は町内会を母体として結成され、それぞれに自主的な防災活動を行っています。

消火訓練の様子▶



● 活動内容は？

災害時に効果的な活動ができるように、次の活動を行います。

- ① 防災知識の広報・啓発
(地域防災・家庭内の安全対策の周知)
- ② 地域の災害危険の把握
(防災マップ・ハザードマップでの把握)
- ③ 防災訓練の実施
(個別訓練・総合訓練の実施)

住民が防災に関して正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、防災活動へ積極的に参加するように促す活動をします。

● 結成するには？

実際に自主防災組織を結成するには、全国的に町内会や自治会などのすでにある団体をベースにする場合がほとんどです。苫小牧市でも町内会を母体として自主防災組織を結成し、活動を行っています。

● 災害時要援護者避難支援とは？

町内会などで、地域のお年寄りや体の不自由な人など災害時に手助けが必要な方(災害時要援護者)をあらかじめ登録しておき、実際に災害が発生した場合、地域の人々が避難を手助けする仕組みのことです。

● 要援護者とは？

- ① 介護保険の要介護3以上の居宅での生活者
- ② 身体障がい者(1・2級)および知的障がい者(療養手帳A)
- ③ その他希望者(一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯)

要援護者は、町内会が中心となり、地域の代表者(民生委員、児童委員、町内会役員など)と連携を図りながら、町内会の住民の方で支援を必要としている方を調べる必要があります。

● 支援が必要な人、支援する人を登録！

調査情報に基づき、災害時要援護者に登録を希望する方と、災害が発生しそうな場合や発生したときに、災害に関する情報を伝え、一緒に避難などの支援をする人(支援者)を登録します。

● 避難支援に役立ちます！

作成された登録書は、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、地域における避難支援に役立てることができます。

**地域で取り組む防災活動は、大規模災害時の被害を最小限に止めることができます！
町内会などで自主防災組織の結成や災害時要援護者避難支援に取り組みましょう！**

9 苫小牧市福祉のまちづくり条例のあらまし

〔平成14年3月条例制定〕

条例の基本理念

すべての人々が、安心して快適に暮らし、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障できる社会を実現するため、高齢者、障害者などの社会参加を阻む様々な障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを目指します

*様々な障壁

- ・ 偏見などによる心理的なもの
- ・ 建物等の構造的なもの
- ・ 情報・通信などによる距離的なもの
- ・ 障害等を理由に制限する制限的なもの

条例の目的

福祉のまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進に資する

市の責務	事業者の責務	市民の責務
総合的な施策を策定し実施します	施策に協力してください	福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
市民・事業者の意見反映します	従業員の福祉のまちづくりに関する活動を支援してください	施策に協力してください
市の施設を高齢者、障害者が利用しやすいように整備します	公共的施設を高齢者、障害者が利用しやすいように整備してください	

市、事業者、市民が相互に協力

基本的施策

○基本方針

すべての市民が福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ります
市、事業者、市民が相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりに取り組みます

- 推進計画の策定
- 学習の推進
- 情報の提供
- 技術的な助言
- 防災上の配慮
- 調査・研究
- 財政上の措置

福祉のまちづくり推進会議

推進計画などを調査審議する組織として「福祉のまちづくり推進会議」を設置します

公共的施設の整備

不特定多数の人が利用する施設に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる整備が必要です

- 基礎的基準（高齢者、障害者が特段の不自由なく利用できるための基準）を遵守して整備してください

新築等には、事前に届出が必要です

- 誘導的基準（高齢者、障害者が特段の不自由なく利用できるための基準）を定めました

適合証の交付

基礎的基準、誘導的基準に適合する場合、適合証を交付します

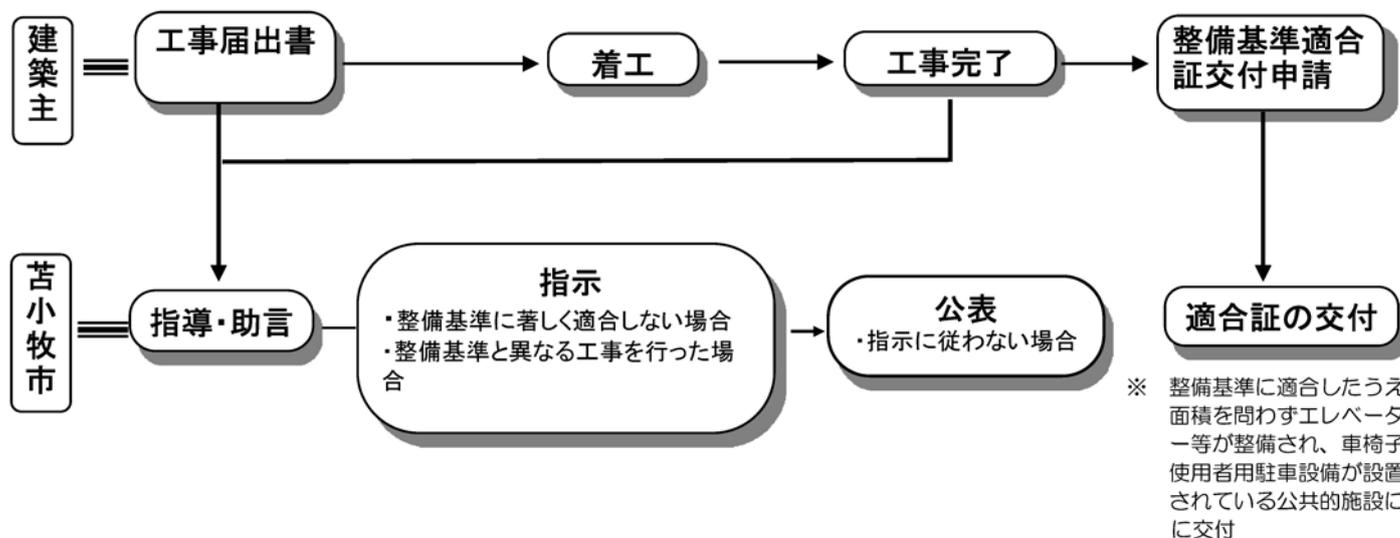
公共的車両等についても整備に努めてください

対象建築物

- 病院又は診療所
- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 集会場又は公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテル又は旅館
- 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これに類するもの
- 遊技場又は体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設
- 博物館、美術館又は図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 一般公共の用に供される自動車車庫
- 公衆便所
- 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他これらに類するもの
- 事務所（届出は2,000㎡以上）
- 共同住居又は寄宿舍（51戸（室）未満のものを除く）
- 地下街その他これに類するもの
- 公共交通機関の施設
- 道路
- 公園
- 路外駐車場

◆手続の流れ

公共的施設の新設等をしようとする場合は、事前に工事届出書を提出してください。



苫小牧市福祉のまちづくり条例の基準

(下線部分を含むと誘導的基準になります。)

整備基準		整備基準	
屋外への出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)センチ以上 主要な出入口の幅120cm以上(1以上自動扉) 戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 	敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路等(屋外) 廊下等の傾斜路の構造に準拠。ただし、勾配は1/15以下(消融雪装置を設けていない場合は1/20以下) 道路へ至る1以上の通路に視覚障害者用床材を敷設又は音声誘導装置を設置 主要な出入口に接する部分に屋根、ひさし、消融雪装置等を設置 排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置
室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)センチ以上・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できかつ開閉時に廊下等に突出しない構造 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口に固定手すりを設置 乗降口に注意喚起用床材を設置
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ・段を設ける場合は階段に準拠 幅は120(180)cm 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設置・壁面に突出物を設けない 休憩用設備の設置 エレベーター等の出入口に接する部分は水平 病院、老人施設等に手すり設置 視覚障害者用床材の敷設(受付等まで)、又は音声誘導装置を設置 傾斜路及び踊場 <ul style="list-style-type: none"> 幅は120(150)cm以上(段併設は90(120)cm以上) 勾配は1/12以下、手すりを設ける(両側) 高さ75cm以内ごとに踏面150cm以上の踊場を設置 滑りにくい仕上げ 廊下等と色や明度差で識別しやすい、注意喚起用床材を敷設、側柵、地覆を5m以上の立ち上げ 	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ぬれても滑らない仕上げ・車いす使用者用洗面器を1以上設置 1以上の洗面器に手すり、円滑に操作できる水栓を設置
階段	<ul style="list-style-type: none"> 幅150cm以上(共同住居、寄宿舎を除く)、け上げ16cm以下、踏面30cm以上・手すりを設ける(両面) 回り段としない・滑りにくい仕上げ・色や明度差で識別しやすく、つまづきにくい構造 注意喚起用床材を敷設・側柵、地覆を4cm以上の立ち上げ 	浴室脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> (病院、ホテル、老人福祉施設等、公衆浴場) 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる段を設けない、必要に応じ手すり等を(適切)に設置 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 ぬれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設置 主たる出入口、廊下等の近くに設置し、1以上を次の構造とする 床面積は1.83(2.09)㎡以上・出入口幅は80(90)cm以上 奥行き135cmで車いすが転回できる形状 かご内に階の表示装置、音声案内装置を設置 乗降ロビーは幅、奥行きともに150(180)cm以上とし注意喚起用床材を敷設する・かご内に手すりを設置 ※学校、共同住居は基準が一部異なる 	シャワー室更衣室	<ul style="list-style-type: none"> (老人福祉施設等、スポーツ施設) 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造、段を設けない、必要に応じ手すり等を(適切)に設置 ぬれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置
便所	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便所を1以上設置(広さ、腰掛便座、手すり等の配慮)当該階便房数(200以下(×1/150)以上、220超(1/100+2)以上)・出入口幅は80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造・ぬれても滑りにくい仕上げ 手すりを備えた床置き式小便器がある便所を1以上設置 段を設けない・出入口に表示 	客室	<ul style="list-style-type: none"> (ホテル、旅館) 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 広さを確保し、手すりを適切に設置 聴覚障害者の円滑な利用に配慮
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 出入口近くに車いす使用者用駐車施設を設置 台数を確保(220以下(×1/50)以上、200超(×1/100+2)以上) 幅は350cm以上 場内通路幅は120(180)cm以上(敷地内通路の基準の上段3つの構造に準拠) 車いす使用者用の表示 排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置 	観覧席客席	<ul style="list-style-type: none"> (劇場等、集会場、スポーツ施設) 車いす使用者用席を1以上設置 車いす使用者用席に至る通路を次の構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> 段を設けない 高低差がある場合は廊下等の傾斜路の構造に準拠 車いす使用者用席の床は水平 車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行き110(120)cm以上 劇場には聴覚障害者用の補聴装置を1以上設置
敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> ぬれても滑りにくい仕上げ 段を設ける場合は階段の構造に準 建物出入口から道路又は駐車場に至る通路 <ul style="list-style-type: none"> 幅は120(180)cm以上(共同住居、寄宿舎を除く) 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設置 	屋内の公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 電話台は車いす使用者が円滑に利用できる高さ、構造 難聴者、視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設置 必要に応じファックスを設置
		カウンター記載	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ
		案内標示	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮・必要に応じ点字表示 病院、銀行、公共交通機関の施設で呼び出しを行うものは聴覚障害者の円滑な利用に配慮
		改札口・レジ通路	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)cm以上・段を設けない・滑りにくい仕上げ
		券売機	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用できる高さ 視覚障害者の円滑な利用に配慮(構造、誘導用床材等)
		授乳場等	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて授乳、おむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドを設置・出入口に表示

※この他公共交通機関の施設(建築物を除く)、道路、公園、路外駐車場などの基準が定められています。